

所得補償保険

普通保険約款および特約

ご契約者の皆様へ

このたびは弊社の所得補償保険をご契約いただきありがとうございますございました。厚くお礼申し上げます。

弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速公正なお支払いをモットーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスにより、広く皆様のご愛顧をたまわっております。

今後とも、東京海上日動の保険をぜひご愛用くださいますようお願い申し上げます。なお、ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

事故受付
サービス

安心電話待機中!

東京海上日動安心110番

110

「フリーダイヤル」

☎ 0120-119-110

暮らしに関する無料
相談サービス

介護・健康に関するご相談から
暮らしのインフォメーションまで

デイリー
サポート

「フリーダイヤル」

☎ 0120-285-110

特約正式名称

略 称	特 約 正 式 名 称	掲載ページ
賠償責任担保	所得補償保険賠償責任危険担保特約	10
事業主費用担保	事業主費用担保特約	15
家事従事者	家事従事者特約	16
入院のみ	入院のみ担保特約	17
分割払(団体)	所得補償保険保険料分割払特約(団体用)	17
分割払(個人)	所得補償保険保険料分割払特約(一般用)	20
長期契約	長期保険特約	22
集 金 扱	所得補償保険団体による集金扱に関する特約	26
一時払支払猶予	所得補償保険保険料支払に関する特約	27
特定疾病等不担保	特定疾病等不担保特約	27
天災危険担保(所得補償)	天災危険担保特約(所得補償保険用)	27
航空機乗組員	航空機乗組員特約	27
無事故戻し規定不適用	無事故戻しに関する規定の不適用特約	28
共同保険特約	共同保険に関する特約	28
(略称なし)	入院初期費用担保特約	28
葬 祭 費 用	葬祭費用担保特約	30
天災危険担保(葬祭費用用)	天災危険担保特約(葬祭費用担保特約用)	32
条件付戦争免責修正*	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	33
通算支払限度期間	通算支払限度期間に関する特約	33
入院就業不能追加担保	入院による就業不能時追加担保特約	33
精神障害担保	精神障害担保特約(口)	34
告知義務違反解除の期間*	告知義務違反による解除の期間に関する特約	34
始期前発病不担保の期間*	始期前発病不担保の期間に関する特約	35
(略称なし)*	骨髄採取手術に伴う入院担保特約	35

* 保険証券上に表示がない場合でもこの特約が自動的にセットされます。

● この約款・特約に記載されている「午後12時」とは24時間表記でいう24時をさします。

この「普通保険約款および特約」は、既に販売を停止した特約も掲載されております。

所得補償保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
危険	身体障害(*1)の発生の可能性をいいます。 (*1) 傷害または疾病をいい、この場合の傷害には傷害の原因となった事故を含みます。以下同様とします。
継続契約	所得補償保険契約(*1)の保険期間の終了日(*2)を保険期間の開始日とする所得補償保険契約をいいます。 (*1) 普通約款(*3)または所得補償保険以外の保険に付帯されるこの保険契約と支払責任が同一である特約に基づく保険契約をいいます。以下同様とします。 (*2) その所得補償保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日とします。 (*3) 所得補償保険普通保険約款をいいます。以下同様とします。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。 (*1) (*1) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。

用語	定義
就業不能	身体障害を被り、下記に掲げる事由のいずれかにより証券記載業務(*1)に全く従事できない状態をいいます。 7. その身体障害の治療のため、入院していること。 4. 上記7.以外で、その身体障害について、医師(*2)の治療を受けていること。 ただし、てん補期間が2年を超える契約である場合において、免責期間終了日の翌日から起算して24か月経過後については、被保険者がその経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないことをいいます。 なお、被保険者が死亡した後または身体障害が治癒した後は、いかなる場合であっても、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (*1) 保険証券記載の業務をいいます。以下同様とします。 (*2) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。
就業不能期間	てん補期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。なお、その就業不能が本表の就業不能の7.に該当する場合は、その期間には、臓器の移植に関する法律第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であっても、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*1)であるときには、その処置日数を含みます。 (*1) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*1)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (*1) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

用語	定義
所得	証券記載業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除きます。
初年度契約	継続契約以外の所得補償保険契約をいいます。
身体障害を被った時	下記に掲げる事由のいずれかの時をいいます。 ア. 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時 イ. 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見された時
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
てん補期間	免責期間終了日の翌日から起算して保険証券記載の期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
平均月間所得額	免責期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
免責期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である保険証券記載の日数をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が日本国内または国外において身体障害を被り、その直接の結果として就業不能になった場合は、被保険者が被る損失についてこの約款に従い保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者(*1)または被保険者の故意または重大な過失によって被った身体障害
---	--

②	保険金を受け取るべき者(*2)の故意または重大な過失によって被った身体障害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害
④	被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。
⑤	被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害
⑥	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*3)によって被った身体障害
⑦	核燃料物質(*4)もしくは核燃料物質(*4)によって汚染された物(*5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害
⑧	⑥もしくは⑦の身体障害の原因になった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害
⑨	⑦以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害
⑩	被保険者が頸部症候群(*6)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(*7)

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する傷害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害 ア. 法令に定められた運転資格(*8)を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害
③	地震、噴火もしくはこれらによる津波に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った傷害

(3) 当社は、下表のいずれかに該当する就業不能に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害(*9)を被り、これを原因として生じた就業不能
②	被保険者の妊娠または出産による就業不能

- (*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (*4) 使用済燃料を含みます。
- (*5) 原子核分裂生成物を含みます。
- (*6) いわゆる「むちうち症」をいいます。
- (*7) その症状の原因がいかなるものであっても保険金を支払いません。
- (*8) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (*9) 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。

第4条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 当会社は、被保険者が保険期間中に就業不能になった場合に限り、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

第5条（保険金の支払）

- (1) 当会社は、就業不能期間に対して、被保険者に保険金を支払います。
- (2) (1)の保険金は、次の算式によって算出した額とします。

保険金額または平均月間所得額のいずれか小さい額	×	就業不能期間 (*1)(*2)	=	保険金の額
-------------------------	---	--------------------	---	-------

- (3) この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が就業不能の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、身体障害を被った時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

(*1) 第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、月数単位とし、1か月に満たない場合または1か月末満の端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割計算により算出します。

(*2) 同一の身体障害による就業不能に対してはてん補期間を限度とします。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、保険金を支払うべき就業不能期間が重複し、しかも、支払責任額(*1)の合計額が平均月間所得額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を就業不能期間1か月あたりの保険金と

して支払います。

①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(*1)
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	平均月間所得額から、他の保険契約等から支払われた就業不能期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した就業不能期間1か月あたりの保険金または共済金の額をいいます。

第7条（就業不能期間の重複）

当会社は、原因または時を異にして発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ねては保険金を支払いません。

第8条（他の身体障害の影響）

- (1) 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって保険金を支払うべき身体障害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する就業不能期間を決定して保険金を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより保険金を支払うべき身体障害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって、就業不能期間が延長した場合も、(1)および(2)と同様の方法で支払います。

第9条（就業不能の取扱い）

- (1) 免責期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなし、後の就業不能については新たに免責期間およびてん補期間の規定を適用しません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能として取り扱います。この場合において、後の就業不能について保険金を支払うべきときは、新たに免責期間およびてん補期間の規定を適用します。

第3章 基本条項

第10条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(*1)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、下表のいずれかに該当する就業不能に対しては、保険金を支払いません。

①	この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
②	この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
③	被保険者が身体障害を被った時が、その身体障害を被った時の所得補償保険契約の保険期間の開始時から、その所得補償保険契約の保険料を領収した時までの期間中であった場合は、その身体障害によってその所得補償保険契約の継続契約の保険期間中に始まった就業不能

(*1) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第11条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) この保険契約が継続契約である場合には、被保険者の身体障害の発生の有無については、告知事項とはしません。ただし、この保険契約の支払条件が、この保険契約の継続前契約に比べて当会社の保険責任を加重するものである場合には、これを告知事項とします。
- (3) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(3)に規定する事実がなくなった場合
②	当社が保険契約締結の際、(3)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(*1)
③	保険契約者または被保険者が、身体障害を被る前に、告知事項について、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④	当社が、(3)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

- (5) (3)の規定による解除がてん補期間の開始した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5)の規定は、(3)に規定する事実に基づかずに被った身体障害については適用しません。
- (7) 当社は、保険契約を締結する際に、事実の調査を行うことまたは被保険者に対して当会社の指定する医師の

診断を求めることができます。

- (*1) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第12条 (証券記載業務の変更に関する通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が証券記載業務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその事実を当社に通知しなければなりません。
- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または証券記載業務に就いていた被保険者がその証券記載業務をやめた場合も(1)と同様とします。
- (3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後保険料(*1)が変更前保険料(*2)よりも高いときは、当社は、下表のいずれかに該当する就業不能に対しては、変更前保険料(*2)の変更後保険料(*1)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

①	証券記載業務の変更の事実(*3)があった後に被った身体障害による就業不能
②	証券記載業務の変更の事実(*3)があった後に始まった就業不能

- (4) (3)の規定は、当社が、(3)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払うことについて被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または証券記載業務の変更の事実(*3)があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (5) (3)の規定は、証券記載業務の変更の事実(*3)に基づかずに被った身体障害については適用しません。
- (6) (3)の規定にかかわらず、証券記載業務の変更の事実(*3)が生じ、この保険契約の引受範囲(*4)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6)の規定による解除がてん補期間が開始した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する就業不能に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

①	証券記載業務の変更の事実(*3)があった時から解除がなされた時まで被った身体障害による就業不能
②	証券記載業務の変更の事実(*3)があった時から解除がなされた時まで始まった就業不能

- (*1) 変更後の証券記載業務に対して適用されるべき保険料をいいます。
- (*2) 変更前の証券記載業務に対して適用された保険料をいいます。
- (*3) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (*4) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約の締結の際に当社が

交付する書面等において定めたものをいいます。

第13条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その事実を当会社に通知しなければなりません。

第14条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第15条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事する見込みがなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険金額の調整）

(1) 保険契約締結の際、保険金額が保険期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 保険契約締結の後、直近12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の直近12か月における被保険者の所得の平均月間額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条（契約年齢の計算および誤りの処置）

- (1) 契約年齢(*1)は、満年齢で計算します。
- (2) 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢または生年月日に誤りがあり、実際の年齢が、保険契約締結の当時、この保険契約の引受対象年齢の範囲外であった場合には、この保険契約は無効とします。
- (3) 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢または生年月日に誤りがあり、実際の年齢が、保険契約締結の当時、この保険契約の引受対象年齢の範囲内であった場合には、初めから実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなします。

(*1) この保険契約の保険期間の開始時における被保険者の年齢をいいます。以下同様とします。

第19条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第20条（重大事由による解除）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として身体障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②	被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③	保険契約者が、次のいずれかに該当すること。 ア. 反社会的勢力(*1)に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力(*1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力(*1)を不当に利用していると認められること。 エ. 法人である場合において、反社会的勢力(*1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力(*1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④	①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当社は、被保険者が、(1)の表の③ア. からウ. までまたはイ. のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(*2)を解除することができます。

(3) (1)または(2)の規定による解除が就業不能(*3)の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する就業不能(*3)に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

①	(1)の表の①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までには被った身体障害による就業不能(*3)
②	(1)の表の①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までには始まった就業不能(*3)

(*1) 暴力団、暴力団員(*4)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) その被保険者に係る部分に限ります。

(*3) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者が被った身体障害による就業不能をいいます。

(*4) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第21条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の方である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(*1)を解除するこ

とを求めることができます。

- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(*1)を解除しなければなりません。

(*1) その被保険者に係る部分に限ります。

第22条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第23条 (保険料の返還または請求—告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合)

- (1) 第11条 (告知義務) (1)または(2)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要がありますときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

- (2) 証券記載業務の変更の事実(*1)がある場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前保険料(*2)と変更後保険料(*3)との差に基づき、証券記載業務の変更の事実(*1)が生じた時以降の期間(*4)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(*5)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (4) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、下表のいずれかに該当する就業不能に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

①	告知事項について、事実を当会社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時以降に被った身体障害による就業不能
②	告知事項について、事実を当会社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時以降に始まった就業不能

- (5) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、下表のいずれかに該当する就業不能については、変更前保険料(*2)の変更後保険料(*3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

①	証券記載業務の変更の事実(*1)があった後に被った身体障害による就業不能
②	証券記載業務の変更の事実(*1)があった後に始まった就業不能

- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

- (7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を

怠ったときは、当会社は、下表のいずれかに該当する就業不能に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。

①	追加保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
②	追加保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
③	被保険者が身体障害を被った時が、その所得補償保険契約の追加保険料を領収した時までの期間中であった場合は、その身体障害によってその所得補償保険契約の継続契約の保険期間中に始まった就業不能

- (*1) 第12条 (証券記載業務の変更に関する通知義務) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

- (*2) 変更前の証券記載業務に対して適用された保険料をいいます。

- (*3) 変更後の証券記載業務に対して適用されるべき保険料をいいます。

- (*4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、第12条 (1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

- (*5) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第24条 (保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第14条 (保険契約の無効) の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第25条 (保険料の返還—取消しの場合)

第16条 (保険契約の取消し) の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第26条 (保険料の返還—保険金額の調整の場合)

- (1) 第17条 (保険金額の調整) (1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

- (2) 第17条(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料について既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第27条 (保険料の返還または請求—契約年齢の計算および誤りの処置の場合)

- (1) 第18条 (契約年齢の計算および誤りの処置) (3)の規定により、初めから実際の年齢に基づいて保険契約を締結したもののみなす場合において、保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(*1)は、保険契約者に対する書面

による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、下表のいずれかに該当する就業不能については、誤った契約年齢に基づいた保険料の正しい契約年齢に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

①	契約年齢を誤った保険契約の保険期間の開始時以降に被った身体障害による就業不能
②	契約年齢を誤った保険契約の保険期間の開始時以降に始まった就業不能

- (*1) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第28条 (保険料の返還－解除の場合)

- (1) 下表の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

①	第11条 (告知義務) (3)
②	第12条 (証券記載業務の変更に関する通知義務) (6)
③	第20条 (重大事由による解除) (1)
④	第23条 (保険料の返還または請求－告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合) (3)
⑤	第27条 (保険料の返還または請求－契約年齢の計算および誤りの処置の場合) (2)

- (2) 第19条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

- (3) 第20条 (2)の規定により、当社がこの保険契約(*1)を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

- (4) 第21条 (被保険者による保険契約の解除請求) (2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(*1)を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

- (*1) その被保険者に係る部分に限りです。

第29条 (就業不能が開始した場合の通知)

- (1) 就業不能が開始した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、就業不能が開始した日からその日を含めて30日以内に身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等の詳細を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) (1)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく当社に通知しなければ

なりません。

- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1)または(2)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)、(2)もしくは(3)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第30条 (保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、下表のいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとします。

①	就業不能が終了した時
②	就業不能の期間がてん補期間を超えて継続した場合は、てん補期間が終了した時
③	被保険者がその経験および能力に応じたいかなる業務にも従事できる見込みのないことが判明した場合は、判明した時(*1)
④	被保険者が、てん補期間の初日からてん補期間の末日までの就業不能中に死亡した場合は、被保険者が死亡した時

- (2) 就業不能期間が1か月以上継続する場合または医師の診断により就業不能期間が1か月以上継続することがあらかじめ想定される場合には、当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申出によって、保険金の内払を行います。この場合、(1)の規定にかかわらず、保険金請求権は、就業不能期間が1か月に達した時ごと、または医師の診断があった時に発生し、これを行行使することができるものとします。

- (3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、(4)に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- (4) 当社に提出する書類は、下表のとおりとします。

①	保険金請求書
②	保険証券
③	当社の定める就業不能状況報告書
④	公の機関(*2)の事故証明書
⑤	被保険者の印鑑証明書
⑥	身体障害の内容および就業不能を証明する被保険者以外の医師の診断書
⑦	入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
⑧	当社が被保険者の症状または治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
⑨	所得を証明する書類

⑩	被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書
⑪	保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
⑫	その他当会社が第31条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度、身体障害と就業不能の関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、就業不能の原因となった身体障害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*3）
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（*3）または②以外の3親等内の親族

(2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（*1）からその日を含めて下表に掲げる日数（*2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会（*3） 180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
③	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
④	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日

(6) (5)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(7) 当会社は、身体障害の内容および程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(4)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(4)、(5)もしくは(7)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 (*1) てん補期間が2年を超える契約である場合に限りです。

(*2) やむを得ない場合には、第三者とします。
 (*3) 第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第31条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日（*1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、身体障害の原因、身体障害発生の状況、就業不能発生の有無および被保険者に該当する事実
---	---

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（*4）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第30条（保険金の請求）(3)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。

(*2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数としします。

(*3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第32条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第29条（就業不能が開始した場合の通知）の規定による通知または第30条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、身体障害および就業不能の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案（*1）のために必要とした費用（*2）は、当社が負担します。
- （*1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- （*2）収入の喪失を含みません。

第33条（時効）

保険金請求権は、第30条（保険金の請求）(1)または(2)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第34条（代位）

- (1) 就業不能が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（*1）を取得した場合において、当社がその就業不能に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。
- （*1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第35条（無事故戻しの返れい）

- (1) 当会社は、保険期間が満了した場合において、この保険契約の被保険者について、保険期間中に当社が保険金を支払うべき就業不能およびこの保険契約に付帯されている特約に規定する保険金を支払うべき事由の発生がなかったとき（*1）には、当社が領収した保険料に対し、保険証券記載の割合を乗じた額を無事故戻し返れい金として、保険契約者に返れいします。
- (2) 当会社は、(1)に規定する無事故戻し返れい金を保険期間の満了前1か月以内に支払うことがあります。ただし、保険期間中に当社が保険金を支払うべき就業不能およびこの保険契約に付帯されている特約に規定する保険金を支払うべき事由が発生した場合（*1）には、保険契約者は受領した無事故戻し返れい金を当社に返還しなければなりません。
- (3) 無事故戻し返れい金の請求権は、保険期間満了日の翌

日から起算して3年経過した場合に消滅します。

- （*1）その特約に無事故戻しについて特段の定めがある場合を除きます。

第36条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその事実を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第37条（保険契約者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通約款および特約に関する義務を負うものとします。

第38条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第39条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起されるものとします。

第40条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

所得補償保険賠償責任危険担保特約 (略称：賠償責任担保)

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、普通約款(*1)第2条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、被保険者が、日本国内において生じた下表に掲げる偶然な事故(*2)により、他人の身体の障害(*3)または他人の財物の損壊(*4)について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通約款の規定に従い、保険金を支払います。

①	住宅(*5)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
②	被保険者の日常生活(*6)に起因する偶然な事故

(*1) 所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 以下この特約において「事故」といいます。

(*3) 傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。以下この特約において同様とします。

(*4) 財物の滅失、汚損または損傷をいいます。以下この特約において同様とします。

(*5) 本人(*7)の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅の敷地内(*8)の動産および不動産を含みます。以下この特約において同様とします。

(*6) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

(*7) 保険証券記載の被保険者をいいます。以下この特約において同様とします。

(*8) 囲いの有無を問わず、連続した土地で、同一の者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在しているも敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第2条 (保険金を支払わない場合—その1)

当会社は、下表に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者または被保険者の故意
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*1)
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	核燃料物質(*2)もしくは核燃料物質(*2)によって汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(*1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(*2) 使用済燃料を含みます。

(*3) 原子核分裂生成物を含みます。

第3条 (保険金を支払わない場合—その2)

当会社は、被保険者が下表に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
②	専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(*1)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
③	被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
④	被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、この規定は適用しません。
⑤	被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑥	被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
⑦	被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑧	被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑨	航空機、船舶(*2)、車両(*2)、銃器(*3)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(*1) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(*2) 原動力が専ら人力であるものを除きます。

(*3) 空気銃を除きます。

第4条 (被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、本人のほか、下表のいずれかの者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

①	本人の配偶者
②	本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
③	本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚(*1)の子

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(*1) これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第5条 (支払保険金の範囲)

当会社が支払う保険金の範囲は、下表に掲げるものに限りです。

①	被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
②	第1条(保険金を支払う場合)の事故が発生した場合において、被保険者が第7条(事故の発生)(1)の表の②に規定する第三者に対する求償権の保全または行使、その他損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用

③	②の損害の発生または拡大を防止するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に必要とした費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
④	被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に必要とした費用
⑤	第8条（当会社による解決）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

⑤	他の保険契約等(*1)の有無および内容(*2)について遅滞なく当会社に通知すること。
⑥	①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 正当な理由がなく(1)の表の①から⑥までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、下表の金額をそれぞれ控除して支払額を決定します。

①	(1)の表の①、④、⑤または⑥に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
②	(1)の表の②に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
③	(1)の表の③に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

第6条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、下表の金額の合計額とします。

①	1回の事故について、損害賠償金が保険証券記載の免責金額(*1)を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故について、保険金額(*2)を支払の限度とします。
②	第5条（支払保険金の範囲）の表の②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条の表の④の費用は、1回の事故について、同条の表の①の損害賠償金の額が保険金額(*2)を超える場合は、保険金額(*2)の同条の表の①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

(*1) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

(*2) 保険証券記載の保険金額をいいます。

第7条（事故の発生）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、下表に掲げる事項を履行しなければなりません。

①	事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また損害賠償の請求を受けた場合はその内容を遅滞なく、書面により当会社に通知すること。
②	第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること、その他損害の発生および拡大を防止するために必要ないささいの手段を講ずること。
③	損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送、その他の緊急措置をとることを妨げません。
④	損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、ただちに書面により当会社に通知すること。

(*1) 第1条の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*2) 既に他の保険契約等(*1)から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条（当会社による解決）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第9条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これ行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

①	当会社の定める事故状況報告書
②	示談書その他これに代わるべき書類
③	損害を証明する書類
④	保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
⑤	損害賠償金の支払または被害者の承諾があったことを示す書類
⑥	その他当会社が第11条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの

(3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を

しなければなりません。

- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等(*1)がある場合において、支払責任額(*2)の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等(*1)から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(*2)
②	他の保険契約等(*1)から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等(*1)から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*2)を限度とします。

- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額(*3)の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額(*3)を差し引いた額とします。

(*1) 第1条 (保険金を支払う場合)の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*2) 他の保険契約等(*1)がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(*3) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

第11条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等(*2)の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表に掲げる日数(*3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*4) 180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
③	(1)の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
⑤	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*5)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 被保険者が第9条 (保険金の請求) (2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(*2) 第1条 (保険金を支払う場合)の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第12条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
---	--------------------------	----------------

②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
---	--------	---

(2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せず被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第13条 (先取特権)

(1) 被害者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(*1)について先取特権を有します。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合
③	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被害者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合
④	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、被害者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(*1)は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(*1) 第5条(支払保険金の範囲)の表の②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第14条 (普通約款の適用除外)

この特約においては、下表に掲げる普通約款の規定は、適用しません。

①	第3条(保険金を支払わない場合)
②	第4条(保険期間と支払責任の関係)
③	第5条(保険金の支払)
④	第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)
⑤	第7条(就業不能期間の重複)
⑥	第8条(他の身体障害の影響)

⑦	第9条(就業不能の取扱い)
⑧	第12条(証券記載業務の変更に関する通知義務)
⑨	第17条(保険金額の調整)
⑩	第23条(保険料の返還または請求-告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合)(2)
⑪	第23条(5)
⑫	第26条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)
⑬	第29条(就業不能が開始した場合の通知)
⑭	第30条(保険金の請求)
⑮	第31条(保険金の支払時期)
⑯	第34条(代位)
⑰	第35条(無事故戻しの返れい)

第15条 (普通約款の読み替え)

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第1条(用語の定義)の表の危険	身体障害(*1)の発生の可能性をいいます。 (*1) 傷害または疾病をいい、この場合の傷害には傷害の原因となった事故を含みます。以下同様とします。	損害の発生の可能性をいいます。

	箇 所	読み替え前	読み替え後						
②	第10条（保険責任の始期および終期）（3）	<p>(3)保険期間が始まった後でも、当会社は、下表のいずれかに該当する就業不能に対しては、保険金を支払いません。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>被保険者が身体障害を被った時が、その身体障害を被った時の所得補償保険契約の保険期間の開始時から、その所得補償保険契約の保険料を領収した時までの期間中であつた場合は、その身体障害によってその所得補償保険契約の継続契約の保険期間中に始まった就業不能</td> </tr> </table>	①	この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能	②	この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能	③	被保険者が身体障害を被った時が、その身体障害を被った時の所得補償保険契約の保険期間の開始時から、その所得補償保険契約の保険料を領収した時までの期間中であつた場合は、その身体障害によってその所得補償保険契約の継続契約の保険期間中に始まった就業不能	(3)保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
①	この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能								
②	この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能								
③	被保険者が身体障害を被った時が、その身体障害を被った時の所得補償保険契約の保険期間の開始時から、その所得補償保険契約の保険料を領収した時までの期間中であつた場合は、その身体障害によってその所得補償保険契約の継続契約の保険期間中に始まった就業不能								
③	第11条(告知義務) (4)の表の③	身体障害を被る前に	事故が発生する前に						
④	第11条(5)	てん補期間の開始した後に	損害の発生した後に						
⑤	第11条(6)	被った身体障害	発生した損害						
⑥	第20条（重大事由による解除）(1)の表の①	身体障害を生じさせ	損害を生じさせ						

	箇 所	読み替え前	読み替え後				
⑦	第20条(3)	<p>(3)(1)または(2)の規定による解除が就業不能(*3)の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する就業不能(*3)に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>(1)の表の①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで被った身体障害による就業不能(*3)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>(1)の表の①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで始まった就業不能(*3)</td> </tr> </table>	①	(1)の表の①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで被った身体障害による就業不能(*3)	②	(1)の表の①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで始まった就業不能(*3)	(3)(1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の表の①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
①	(1)の表の①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで被った身体障害による就業不能(*3)						
②	(1)の表の①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで始まった就業不能(*3)						
⑧	第33条（時効）	第30条（保険金の請求）(1)または(2)	この特約第9条（保険金の請求）(1)				

第16条（重大事由による解除の特則）

(1)当会社は、保険契約者または被保険者が、普通約款第20条（重大事由による解除）(1)の表の③A.からJ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。

(2)(1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3)(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、下表の損害については適用しません。

①	普通約款第20条(1)の表の③ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
②	普通約款第20条(1)の表の③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する被保険者に生じた損害賠償金の損害

(*1) 被保険者が該当する場合には、その被保険者に係る部分に限ります。ただし、被保険者のうち本人が該当する場合には、その家族(*2)に係る部分に限ります。
 (*2) 第4条(被保険者の範囲)に規定する被保険者をいいます。

第17条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

事業主費用担保特約 (略称：事業主費用担保)

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が普通約款(*1)に規定する保険金を支払うべき就業不能に該当した結果、保険証券記載の事業主が事業主費用を負担することにより被る損失について、この特約および普通約款の規定に従い、保険金を支払います。

(*1) 所得補償保険普通約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条(用語の定義)

事業主費用とは、事業主が被保険者に支払い続ける給与等の費用または事業主が代行者(*1)の雇い入れのために必要とした費用のうち、保険証券記載のものをいいます。

(*1) 就業不能になった被保険者の行うべき業務を代行させる者をいいます。

第3条(保険金の支払額)

(1) 当社は、てん補期間内に発生した事業主費用に対して、保険証券記載の事業主に保険金を支払います。

(2) 当社がこの保険契約に基づいて支払うべき事業主費用保険金の額は1回の就業不能について次の算式によって算出した額を限度とします。

保険証券に記載されたこの特約の保険金額	×	就業不能期間 (*1)(*2)	=	保険金の額
---------------------	---	--------------------	---	-------

(3) この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が就業不能の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、身体障害を被った時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

(*1) 同一の身体障害による就業不能に対してはてん補期間を限度とします。

(*2) 普通約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、月数単位とし、1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により算出します。

第4条(雇用、委任等の契約関係の消滅)

当社は、被保険者と保険証券記載の事業主との間に締結されていた雇用、委任等の契約関係が消滅した日以降に被る損失については、この特約に規定する保険金を支払いません。

第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等(*1)がある場合において、支払責任額(*2)の合計額が損失の額を超えるときは、当社は、下表に掲げる額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等(*1)から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(*2)
②	他の保険契約等(*1)から保険金または共済金が支払われた場合	損失の額から、他の保険契約等(*1)から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*2)を限度とします。

(*1) この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

(*2) 他の保険契約等(*1)がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。

第6条(保険金の請求)

(1) 当社に対する保険金請求権は、下表の時から、それぞれ発生し、これを行使用することができるものとします。

①	就業不能が終了し、事業主が負担する事業主費用の額が確定した時。ただし、②から⑤までに該当する場合を除きます。
②	就業不能の期間がてん補期間を超えて継続した場合は、てん補期間が終了し、事業主が負担する事業主費用の額が確定した時
③	被保険者がその経験および能力に応じたいかなる業務にも従事できる見込みのないことが判明した場合は、判明し、事業主が負担する事業主費用の額が確定した時(*1)
④	被保険者が、てん補期間の初日からてん補期間の末日までの就業不能中に死亡した場合は、被保険者が死亡し、事業主が負担する事業主費用の額が確定した時
⑤	てん補期間の初日からてん補期間の末日までの就業不能中に被保険者と保険証券記載の事業主との間に締結されていた雇用、委任等の契約関係が消滅した場合は、その契約関係が消滅し、事業主が負担する事業主費用の額が確定した時

(2) 就業不能期間が1か月以上継続する場合には、当社は、事業主の申し出によって、保険金の内払を行います。この場合、(1)の規定にかかわらず、保険金請求権は、就業不能期間が1か月に達し、事業主が事業主費用を負担した時ごとに発生し、これを行使用することができるものとします。

(3) 事業主が保険金の支払を請求する場合は、(4)に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなり

ません。

(4) 当会社に提出する書類は、下表のとおりとします。

①	保険金請求書
②	保険証券
③	当会社の定める就業不能状況報告書
④	公の機関(*2)の事故証明書
⑤	事業主の印鑑証明書
⑥	身体障害の内容および就業不能を証明する被保険者および事業主以外の医師の診断書
⑦	入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
⑧	当会社が被保険者の症状または治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
⑨	事業主費用の支出を証明する書類
⑩	被保険者が在籍していることを証明する書類
⑪	被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書
⑫	保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
⑬	その他当会社が普通約款第31条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(5) 当会社は、身体障害の内容および程度等に応じ、保険契約者、被保険者または事業主に対して、(4)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または事業主が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(4)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) てん補期間が2年を超える契約である場合に限りります。

(*2) やむを得ない場合には、第三者とします。

第7条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第3条（保険金を支払わない場合）(1)の表の③	被保険者の	保険契約者または被保険者の

	箇所	読み替え前	読み替え後
②	第31条（保険金の支払時期）(1)の表の③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度、身体障害と就業不能の関係、治療の経過および内容	保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度、身体障害と就業不能の関係、治療の経過および内容、事業主費用の額
③	第31条(1)の表の⑤	被保険者	事業主
④	第33条（時効）	第30条（保険金の請求）(1)または(2)	この特約第6条（保険金の請求）(1)または(2)
⑤	第34条（代位）	被保険者	事業主

第8条（重大事由による解除の特則）

(1) 当会社は、保険契約者または事業主が、普通約款第20条（重大事由による解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。

(2) (1)の規定による解除が損失の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時から解除がなされた時まで被保険者の就業不能またはその原因となった身体障害が発生したことによる損失に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通約款第20条(1)の表の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない事業主に生じた損失については適用しません。

(*1) 事業主が該当する場合には、その事業主に係る部分に限りります。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

家事従事者特約 (略称：家事従事者)

第1条（普通約款の読み替え）

この特約においては、普通約款(*1)を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え後
①	第1条（用語の定義）の表の就業不能	被保険者が身体障害を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は含まれません。
②	第1条の表の所得	被保険者が家事を遂行することにより被保険者の世帯が享受している経済的利益をいいます。
③	第1条の表の平均月間所得額	別表に定める金額とし、普通約款の各条項においては、この額を適用するものとします。

(*1) 所得補償保険普通約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（普通約款の適用除外）

この特約において、普通約款第30条（保険金の請求）(4)の表の⑨の規定は適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

別表

171,000円

入院のみ担保特約 (略称：入院のみ)

当社は、この特約により、所得補償保険普通約款第1条（用語の定義）の表の就業不能の定義を次のとおり読み替えて適用します。

就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより証券記載業務(*1)に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は含まれません。 (*1) 保険証券記載の業務をいいます。以下同様とします。
------	--

所得補償保険保険料分割払特約（団体用） (略称：分割払（団体）)

第1条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を保険証券記載の回数に分割(*1)して払い込むことを承認します。

(*1) この保険契約の保険料を保険証券記載の回数に分割した金額を「分割保険料」といいます。以下この特約において同様とします。

第2条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日(*1)に払い込まなければなりません。ただし、当社が特に承認した場合(*2)には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行う際の最初の集金日後10日以内に払い込むことができます。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 一定した集金日の定めがあり、集金者が保険料相当額を集金する保険契約についてのみ承認するものとします。

第3条（分割保険料不払の場合の免責）

(1) 保険期間が開始した場合において、保険契約者が第1回分割保険料の払い込みを怠ったときは、下表のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。

①	この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
②	この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
③	この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による傷害または損害

(2) 保険契約者が、第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、下表のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

①	その分割保険料の払込期日から、その分割保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
②	その分割保険料の払込期日から、その分割保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
③	その分割保険料の払込期日から、その分割保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による傷害または損害

第4条（分割保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約

を解除することができます。

①	払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払い込みがない場合
②	払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払い込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(*1)においても、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払い込みがない場合

(2) (1)の解除の効力は、下表の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

①	(1)の表の①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
②	(1)の表の②による解除の場合は、次回払込期日

(*1) 以下この特約において「次回払込期日」といいます。

第5条 (保険料の返還または請求)

下表に掲げるいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合には、当会社は、普通約款(*1)および傷害特約(*2)の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに下表のとおり保険料を返還または請求します。

	事 由	保険料の返還 または請求方法
①	普通約款第11条（告知義務）(1)または(2)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるとき	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
②	証券記載業務の変更の事実(*3)がある場合において、保険料を変更する必要があるとき	変更前保険料(*4)と変更後保険料(*5)との差に基づき、証券記載業務の変更の事実(*3)が生じた時以降の期間(*6)に対し計算した保険料を返還または請求します。
③	①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

	事 由	保険料の返還 または請求方法
④	保険契約が失効となる場合	未經過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(*7)との差額を返還または請求します。ただし、この保険契約に傷害特約が付帯された場合において、傷害特約第4条（死亡保険金の支払）の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡したときは、死亡保険金が支払われるべき被保険者の傷害特約に対応する保険料は返還しません。
⑤	普通約款第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合	既に払い込まれた保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料について既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還または請求します。
⑥	普通約款第18条（契約年齢の計算および誤りの処置）(3)の規定により、初めから実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなす場合において、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるとき	既に払い込まれた保険料と正しい契約年齢に基づいた保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
⑦	次に掲げるいずれかの規定により、この保険契約が解除となった場合 7. 第6条（追加保険料の払込み）(2) イ. 普通約款第11条(3) ウ. 普通約款第12条（証券記載業務の変更に関する通知義務）(6) エ. 普通約款第19条（保険契約者による保険契約の解除） オ. 普通約款第20条（重大事由による解除）(1)または(2) カ. 普通約款第21条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)	未經過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(*7)との差額を返還または請求します。

	事由	保険料の返還 または請求方法
⑧	この保険契約に傷害特約が付帯された場合において、傷害特約第11条（被保険者による特約の解除請求）(2)および(3)の規定により被保険者が傷害特約を解除したとき	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(*7)との差額のうち傷害特約に対応する保険料を返還または請求します。
⑨	第4条（分割保険料不払による保険契約の解除）(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

- (*1) 所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*2) 傷害による死亡・後遺障害担保特約をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*3) 普通約款第12条(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (*4) 変更前の証券記載業務に対して適用された保険料をいいます。
- (*5) 変更後の証券記載業務に対して適用されるべき保険料をいいます。
- (*6) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通約款第12条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (*7) この保険契約の保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第5条（保険料の返還または請求）に規定された追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第5条の表の①、②または⑥の規定による追加保険料の支払を怠った場合(*1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第5条の表の①の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、下表のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害については、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

①	告知事項について、事実を当会社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時に降に被った身体障害による就業不能
②	告知事項について、事実を当会社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時に降に始まった就業不能
③	告知事項について、事実を当会社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時に降に生じた事故による傷害または損害

- (4) 第5条の表の②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、証券記載業務の変更の事実(*2)があった後に生じた下表のいずれかに該当する就業不能または傷害については、変更前保険料(*3)の変更後保険料(*4)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

①	証券記載業務の変更の事実(*2)があった後に被った身体障害による就業不能
②	証券記載業務の変更の事実(*2)があった後に始まった就業不能
③	証券記載業務の変更の事実(*2)があった後に生じた事故による傷害

- (5) 第5条の表の③の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、下表のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。

①	追加保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
②	追加保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
③	追加保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による傷害または損害

- (6) 第5条の表の⑥の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、下表のいずれかに該当する就業不能については、誤った契約年齢に基づいた保険料の正しい契約年齢に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

①	契約年齢を誤った保険契約の保険期間の開始時に降に被った身体障害による就業不能
②	契約年齢を誤った保険契約の保険期間の開始時に降に始まった就業不能

- (*1) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (*2) 普通約款第12条（証券記載業務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (*3) 変更前の証券記載業務に対して適用された保険料をいいます。
- (*4) 変更後の証券記載業務に対して適用されるべき保険料をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

所得補償保険保険料分割払特約（一般用） （略称：分割払（個人））

第1条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を保険証券記載の回数に分割（*1）して払い込むことを承認します。

（*1）この保険契約の保険料を保険証券記載の回数に分割した金額を「分割保険料」といいます。以下この特約において同様とします。

第2条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日（*1）に払い込まなければなりません。

（*1）保険証券記載の払込期日をいいます。以下この特約において同様とします。

第3条（分割保険料不払の場合の免責）

（1）保険期間が開始した場合において、保険契約者が第1回分割保険料の払い込みを怠ったときは、下表のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。

①	この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
②	この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
③	この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による傷害または損害

（2）保険契約者が、第2回目以降の分割保険料の払込期日後1か月を経過した後もその分割保険料の払い込みを怠った場合は、下表のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害については、当社は、保険金を支払いません。

①	その分割保険料の払込期日から、その分割保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
②	その分割保険料の払込期日から、その分割保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
③	その分割保険料の払込期日から、その分割保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による傷害または損害

第4条（分割保険料不払による保険契約の解除）

（1）当社は、下表のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①	払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払い込みがない場合
---	--

②	払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払い込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（*1）においても、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払い込みがない場合
---	---

（2）（1）の解除の効力は、下表の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

①	（1）の表の①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
②	（1）の表の②による解除の場合は、次回払込期日

（*1）以下この特約において「次回払込期日」といいます。

第5条（保険料の返還または請求）

下表に掲げるいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合には、当社は、普通約款（*1）および傷害特約（*2）の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに下表のとおり保険料を返還または請求します。

	事 由	保険料の返還または請求方法
①	普通約款第11条（告知義務）（1）または（2）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があります	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
②	証券記載業務の変更の事実（*3）がある場合において、保険料を変更する必要があるとき	変更前保険料（*4）と変更後保険料（*5）との差に基づき、証券記載業務の変更の事実（*3）が生じた時以降の期間（*6）に対し計算した保険料を返還または請求します。
③	①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

	事由	保険料の返還 または請求方法
④	保険契約が失効となる場合	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(*7)との差額を返還または請求します。ただし、この保険契約に傷害特約が付帯された場合において、傷害特約第4条(死亡保険金の支払)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡したときは、死亡保険金が支払われるべき被保険者の傷害特約に対応する保険料は返還しません。
⑤	普通約款第17条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合	既に払い込まれた保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料について既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還または請求します。
⑥	普通約款第18条(契約年齢の計算および誤りの処置)(3)の規定により、初めから実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなす場合において、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるとき	既に払い込まれた保険料と正しい契約年齢に基づいた保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
⑦	次に掲げるいずれかの規定により、この保険契約が解除となった場合 ア 第6条(追加保険料の払込み)(2) イ 普通約款第11条(3) ウ 普通約款第12条(証券記載業務の変更に関する通知義務)(6) エ 普通約款第19条(保険契約者による保険契約の解除) オ 普通約款第20条(重大事由による解除)(1)または(2) カ 普通約款第21条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(*7)との差額を返還または請求します。

	事由	保険料の返還 または請求方法
⑧	この保険契約に傷害特約が付帯された場合において、傷害特約第11条(被保険者による特約の解除請求)(2)および(3)の規定により被保険者が傷害特約を解除したとき	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(*7)との差額のうち傷害特約に対応する保険料を返還または請求します。
⑨	第4条(分割保険料不払による保険契約の解除)(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

- (*1) 所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*2) 傷害による死亡・後遺障害担保特約をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*3) 普通約款第12条(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (*4) 変更前の証券記載業務に対して適用された保険料をいいます。
- (*5) 変更後の証券記載業務に対して適用されるべき保険料をいいます。
- (*6) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通約款第12条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (*7) この保険契約の保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第6条(追加保険料の払込み)

- (1) 当社が第5条(保険料の返還または請求)に規定された追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が第5条の表の①、②または⑥の規定による追加保険料の支払を怠った場合(*1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第5条の表の①の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、下表のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害については、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

①	告知事項について、事実を当社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時以降に被った身体障害による就業不能
②	告知事項について、事実を当社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時以降に始まった就業不能
③	告知事項について、事実を当社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時以降に生じた事故による傷害または損害

長期保険特約 (略称：長期契約)

第1条（保険金の支払限度）

この特約を付帯した保険契約の保険金の支払限度は、普通約款(*1)第2条（保険金を支払う場合）の規定により支払う保険金、および傷害特約(*2)が付帯されている場合において傷害特約第1条（保険金を支払う場合）の規定により支払う保険金について下表のとおりとします。

①	証券記載業務の変更の事実(*2)があった後に被った身体障害による就業不能
②	証券記載業務の変更の事実(*2)があった後に始まった就業不能
③	証券記載業務の変更の事実(*2)があった後に生じた事故による傷害

①	普通約款第2条の規定により支払う保険金	7. 同一の身体障害による就業不能に対しては、保険証券記載のてん補期間を限度とします。同一の身体障害による就業不能の取扱いは、普通約款第9条（就業不能の取扱い）の規定のとおりとします。 4. 保険期間を通じ総支払限度日数(*3)をもって限度とします。
②	傷害特約第1条の規定により支払う保険金	7. 死亡保険金 特約保険金額(*4)の全額とします。ただし、その保険金支払の原因となった傷害(*5)が生じた保険年度(*6)と同一の保険年度に生じた傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合には特約保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。 4. 後遺障害保険金 各保険年度ごとに特約保険金額をもって限度とします。

(4) 第5条の表の②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、証券記載業務の変更の事実(*2)があった後に生じた下表のいずれかに該当する就業不能または傷害については、変更前保険料(*3)の変更後保険料(*4)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(5) 第5条の表の③の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、下表のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。

①	追加保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
②	追加保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
③	追加保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による傷害または損害

(6) 第5条の表の⑥の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、下表のいずれかに該当する就業不能については、誤った契約年齢に基づいた保険料の正しい契約年齢に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

①	契約年齢を誤った保険契約の保険期間の開始時以降に被った身体障害による就業不能
②	契約年齢を誤った保険契約の保険期間の開始時以降に始まった就業不能

(*1) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(*2) 普通約款第12条（証券記載業務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(*3) 変更前の証券記載業務に対して適用された保険料をいいます。

(*4) 変更後の証券記載業務に対して適用されるべき保険料をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

(*1) 所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 傷害による死亡・後遺障害担保特約をいいます。以下この特約において同様とします。

(*3) 保険証券記載の総支払限度日数をいいます。以下この特約において同様とします。

(*4) 傷害特約第4条（死亡保険金の支払）に規定する特約保険金額をいいます。以下この特約において同様とします。

(*5) 傷害特約第1条に規定する傷害をいいます。以下この特約において同様とします。

(*6) 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 当社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、保険証券記載の払込方法(*1)により払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に一時払保険料または第1回保険料を払い込み、第2回以後の保険料については、保険証券記載の払込期日(*2)までに払い込まなければなりません。
- (*1) 以下この特約において「保険料払込方法」といいます。

(*2) 以下この特約において「払込期日」といいます。

第3条（第2回以後の保険料不払の場合の免責）

保険契約者が、第2回以後の保険料の払込期日後1か月を経過した後もその保険料の払い込みを怠った場合は、下表のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害については、当社は、保険金を支払いません。

①	その保険料の払込期日から、その保険料を領取した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
②	その保険料の払込期日から、その保険料を領取した時までの期間中に始まった就業不能
③	その保険料の払込期日から、その保険料を領取した時までの期間中に生じた事故による傷害または損害

第4条（第2回以後の保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①	払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
②	保険料払込方法が月払の場合に、払込期日までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(*1)において、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合

- (2) (1)の規定による解除の効力は、下表の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

①	(1)の表の①による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日
②	(1)の表の②による解除の場合は、次回払込期日

(*1) 以下この条において「次回払込期日」といいます。

第5条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、当会社の承認を得て、保険料払込方法を変更することができます。

第6条（保険料の前納）

- (1) 保険契約者は、保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社の定める方法により、将来到来する払込期日の保険料を前納することができます。
- (2) (1)の規定により前納する保険料については、当会社所定の利率(*1)により割り引きます。
- (*1) 年5分以内とします。

第7条（保険料の変更一告知義務）

- (1) 普通約款第11条（告知義務）(1)または(2)により上げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに下表の方法により保険料を返還または請求します。

①	保険料払込方法が一時払の場合には、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
②	保険料払込方法が一時払以外の場合には、当社は、当社がその事実を知った日の属する保険年度末までの保険料については、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を一括して返還または請求し、当社がその事実を知った日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、第6条（保険料の前納）の規定により保険料が前納された保険契約については、当社は、当社所定の利率(*1)等により計算した保険料を返還または請求します。

- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(*2)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(*1) 年5分以内とします。

(*2) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第8条（保険料の変更一証券記載業務の変更）

- (1) 証券記載業務の変更の事実(*1)がある場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに下表の方法により保険料を返還または請求します。

①	保険料払込方法が一時払の場合には、当社は、変更前保険料(*2)と変更後保険料(*3)との差に基づき、証券記載業務の変更の事実(*1)が生じた時以降の期間(*4)に対し計算した保険料を返還または請求します。
②	保険料払込方法が一時払以外の場合には、当社は、証券記載業務の変更の事実(*1)が生じた日の属する保険年度末までの保険料については、変更前保険料(*2)と変更後保険料(*3)の差に基づき計算した、証券記載業務の変更の事実(*1)が生じた時からその保険年度末までの期間に対応する保険料を返還または請求し、証券記載業務の変更の事実(*1)が生じた日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、第6条（保険料の前納）の規定により保険料が前納された保険契約については、当社は、当社所定の利率(*5)等により計算した保険料を返還または請求します。

- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料

の支払を怠った場合(*6)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、下表のいずれかに該当する就業不能または傷害については、変更前保険料(*2)の変更後保険料(*3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

①	証券記載業務の変更の事実(*1)があった後に被った身体障害による就業不能
②	証券記載業務の変更の事実(*1)があった後に始まった就業不能
③	証券記載業務の変更の事実(*1)があった後に生じた事故による傷害

- (*)1 普通約款第12条（証券記載業務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (*)2 変更前の証券記載業務に対して適用された保険料をいいます。
- (*)3 変更後の証券記載業務に対して適用されるべき保険料をいいます。
- (*)4 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通約款第12条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (*)5 年5分以内とします。
- (*)6 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま。

第9条（保険料の変更一告知義務・証券記載業務の変更以外）

(1) 第7条（保険料の変更一告知義務）および第8条（保険料の変更一証券記載業務の変更）に規定する保険料の変更のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに下表の方法により保険料を返還または請求します。

①	保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
②	保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、承認した日の属する保険年度末までの保険料については、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を一括して返還または請求し、承認した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、第6条（保険料の前納）の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、当会社所定の利率(*1)等により計算した保険料を返還または請求します。

(2) (1)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者とその支払を怠ったときは、当会社は、下表のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害に対しては、保険契約条件の変

更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。

①	その追加保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
②	その追加保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
③	その追加保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による傷害または損害

(*1) 年5分以内とします。

第10条（保険料の変更一保険金額の調整）

普通約款第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに下表の方法により保険料を返還または請求します。

①	保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料について既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。
②	保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、保険金額について減額の請求がされた日の属する保険年度末までの保険料については、既に払い込まれた保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料について既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還し、保険金額について減額の請求がされた日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、第6条（保険料の前納）の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、当会社所定の利率(*1)等により計算した保険料を返還します。

(*1) 年5分以内とします。

第11条（保険料の不変更一利率改定）

保険期間の途中において、この保険契約に適用されている保険利率が改定された場合であっても、当会社は、保険料を変更しません。

第12条（保険料の変更一契約年齢の計算および誤りの処置）

(1) 普通約款第18条（契約年齢の計算および誤りの処置）(3)の規定により、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したもののみならず場合において、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、保険料払込方法ごとに下表の方法により保険料を返還または請求します。

①	保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料と正しい契約年齢に基づいた保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
---	---

②	保険料払込方法が一時払以外の場合には、当社は、当社がその事実を知った日の属する保険年度末までの保険料については、既に払い込まれた保険料と正しい契約年齢に基づいた保険料との差に基づき計算した保険料を一括して返還または請求し、当社がその事実を知った日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、第6条（保険料の前納）の規定により保険料が前納された保険契約については、当社は、当社所定の利率(*1)等により計算した保険料を返還します。
---	--

③	普通約款第19条（保険契約者による保険契約の解除）
④	普通約款第20条（重大事由による解除）(1)または(2)
⑤	普通約款第21条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)
⑥	第4条（第2回以後の保険料不払による保険契約の解除）(1)
⑦	第7条（保険料の変更－告知義務）(2)
⑧	第8条（保険料の変更－証券記載業務の変更）(2)
⑨	第12条（保険料の変更－契約年齢の計算および誤りの処置）(2)

(2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(*2)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、誤った契約年齢に基づいた保険料の正しい契約年齢に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(*1) 年5分以内とします。

(*2) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第13条（保険料の返還－失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対応する保険料を基に計算した額を返還します。ただし、この保険契約に傷害特約が付帯された場合において、傷害特約第4条（死亡保険金の支払）の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡し、保険契約が失効となるときは、当社は、保険料払込方法ごとに下表の方法により保険料を返還します。

①	保険料払込方法が一時払の場合には、当社は、以下のア.およびイ.の合計額を返還します。 ア. 被保険者が死亡した日の属する保険年度の翌保険年度以降の期間に対応する保険料 イ. 被保険者が死亡した日の属する保険年度における傷害特約に対応しない保険料の未経過期間分
②	保険料払込方法が一時払以外の場合には、当社は、傷害特約に対応する保険料は返還しません。ただし、第6条（保険料の前納）の規定により保険料が前納された保険契約については、当社は、当社所定の利率(*1)等により計算した保険料を返還します。

(*1) 年5分以内とします。

第14条（保険料の返還－解除の場合）

下表の規定によりこの保険契約が解除された場合は、当社は、未経過期間に対応する保険料を基に計算した額を返還します。

①	普通約款第11条（告知義務）(3)
②	普通約款第12条（証券記載業務の変更に関する通知義務）(6)

第15条（保険料の返還－被保険者による特約の解除の場合）

この保険契約に傷害特約が付帯された場合において、傷害特約第11条（被保険者による特約の解除請求）(2)および(3)の規定により、被保険者が傷害特約(*1)を解除した場合には、当社は、傷害特約の未経過期間に対応する保険料を基に計算した額を返還します。

(*1) その被保険者に係る部分に限りです。

第16条（保険金支払後の保険契約）

(1) この保険契約は、普通約款第2条（保険金を支払う場合）および第1条（保険金の支払限度）の表の①の規定により保険金が総支払限度日数まで支払われた場合には、その保険金支払の原因となった身体障害による就業不能が開始した時に終了します。

(2) (1)に該当するまでの間に、被保険者がこの保険契約に付帯されている各特約に規定された保険金を支払うべき事由が生じた場合には、最後の事由が発生した時に終了するものとする。

(3) (1)および(2)の規定によりこの保険契約が終了した場合には、当社は、未経過期間に対応する保険料を基に計算した額を返還します。

第17条（普通約款および特約の不適用ならびに準用規定）

(1) この特約については、普通約款の下表の規定は適用しません。

①	第23条（保険料の返還または請求－告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合）
②	第24条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)
③	第26条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2)
④	第27条（保険料の返還または請求－契約年齢の計算および誤りの処置の場合）
⑤	第28条（保険料の返還－解除の場合）
⑥	第35条（無事故戻しの返れい）

(2) この特約については、普通約款およびこれに付帯される特約の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	普通約款第10条（保険責任の始期および終期）(3)	保険料を領収した時までの期間中	一時払保険料または第1回保険料領収前
②	傷害特約第8条（保険責任の始期および終期）(3)	保険料領収前	一時払保険料または第1回保険料領収前
③	賠償特約(*1)第15条（普通約款の読み替え）②	保険料領収前	一時払保険料または第1回保険料領収前

(3) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

(*1) 所得補償保険賠償責任危険担保特約をいいます。

所得補償保険団体による集金扱に関する特約 (略称：集金扱)

第1条（特約の適用）

この特約は、下表に規定する条件をすべて満たす場合に適用されます。

①	団体と当社との間に集金契約(*1)が締結されていること。
②	保険契約者と団体との間に次のことについて同意があること。 ア. 保険契約者から集金日(*2)に保険料を集金すること。 イ. 上記ア. により集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。

(*1) 「所得補償保険団体による集金扱保険料集金に関する契約」をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 集金契約に規定する集金日をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（保険料の払込方法）

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料(*1)を保険証券記載の回数に分割(*2)して払い込むことを承認します。

(*1) この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額を「分割保険料」といいます。以下この特約において同様とします。

第3条（保険料又は分割保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、第1回保険料を保険契約締結の時、直接当社に払い込むか、または集金契約に規定するところにより、団体を経て払い込まなければなりません。

(2) 第2回以降の保険料(*1)は集金契約に規定するところにより、団体を経て当社に払い込まなければなりません。

(*1) 年額保険料を分割して支払う場合の第2回以降の分

割保険料をいいます。

第4条（保険料領収前の身体障害等）

当社は、保険期間が始まった後でも、第1回保険料(*1)領収前に被保険者が被った身体障害もしくは第1回保険料(*1)領収前に発生した事故に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回保険料(*1)が集金契約に規定するところにより、団体を経て払い込まれる場合を除きます。

(*1) 年額保険料を分割して支払う場合は第1回分割保険料をいいます。

第5条（追加保険料の払込み）

(1) この特約が付帯された普通約款(*1)および他の特約が付帯されている場合にはそれぞれの特約の規定するところに従い、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は団体を経ることなく、その金額を一時に当社に払い込まなければなりません。

(2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(*2)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、普通約款または付帯されている他の特約にこれと異なる規定がある場合には、それぞれの規定によります。

(*1) 所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま。

第6条（保険料領収証の発行）

当社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

(1) この特約は、下表に掲げる場合には、集金不能日(*1)から将来に向かってのみその効力を失います。

①	集金契約が解除された場合
②	保険契約者が団体の構成員でなくなった場合(*2)
③	保険契約者が保険料を集金日に団体に支払わなかった場合
④	①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく団体の保険料の集金が行われなかった場合

(2) (1)の表の①の事実が発生した場合は、当社は、遅滞なく書面をもって保険契約者に対してそのことを通知します。

(*1) その事実が発生したことにより団体の集金が不能となった最初の集金日をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 保険契約者が団体の構成員の役員、従業員である場合は、保険契約者が団体の構成員の役員、従業員でなくなった場合とします。

第8条（特約失効後の未払込分割保険料の払込み）

第7条（特約の失効）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日の属する月の翌月末日までにその保険年度の未払込保険料(*1)の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

(*1) その保険年度の保険料から、既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下この特約において同様とします。

第9条（未払込分割保険料不払の場合の免責）

第8条（特約失効後の未払込分割保険料の払込み）に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合は、当会社は、集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの期間中に被った身体障害もしくは集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの期間中に発生した事故に対しては、保険金を支払いません。

第10条（特約失効による未払込分割保険料不払の場合）

当会社は第8条（特約失効後の未払込分割保険料の払込み）に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、未払込保険料について、長期保険特約付帯契約については長期保険特約第2条（保険料の払込方法）から第4条（第2回以後の保険料不払による保険契約の解除）までの規定を準用します。

所得補償保険保険料支払に関する特約 （略称：一時払支払猶予）

第1条（保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日後10日以内に払い込まなければなりません。

第2条（保険料不払の場合の免責）

保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、下表のいずれかに該当する就業不能、傷害または損害については、当会社は、保険金を支払いません。

①	この保険契約の保険期間の開始時から、その保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
②	この保険契約の保険期間の開始時から、その保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
③	この保険契約の保険期間の開始時から、その保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による傷害または損害

第3条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による解除の通知をもって、保険契約を解除することができます。

(2) (1)の解除は、保険期間の開始日に遡及してその効力を生じます。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、所得補償保険普通保険約款の規定を準用します。

特定疾病等不担保特約 （略称：特定疾病等不担保）

当会社は、この特約により、被保険者の就業不能が、保険証券記載の疾病および傷害による就業不能である場合は、保険金を支払いません。

天災危険担保特約（所得補償保険用） （略称：天災危険担保（所得補償））

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通約款(*1)第3条（保険金を支払わない場合）(2)の表の②および③の規定にかかわらず、下表に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害による就業不能に対しても、保険金を支払います。

①	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
②	①の事由に伴随して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(*1) 所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（保険金の支払時期）

当会社は、普通約款第31条（保険金の支払時期）(2)の表の④の次に、⑤として次のとおり追加して適用します。

⑤	災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査365日
---	---

航空機乗組員特約 （略称：航空機乗組員）

当会社は、この特約により、所得補償保険普通保険約款第1条（用語の定義）の表の就業不能の定義を次のとおり読み替えて適用します。

就業不能	<p>身体障害を被り、その直接の結果として、航空機に乗込んで運行を行う航空業務(*1)に全く従事できないこと(*2)をいいます。ただし、てん補期間が2年を超える契約である場合において、免責期間終了日の翌日から起算して24か月経過後については、被保険者がその経験、能力に応じたいかなる業務にも継続して全く従事できないことをいいます。</p> <p>なお、被保険者が死亡した後は含まれません。</p> <p>(*1) 以下「証券記載業務」といいます。 (*2) 身体障害が治癒した後であっても、航空法に定める身体検査その他航空業務に従事するために必要な身体検査に合格するまでの間を含みます。</p>
------	---

⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生等の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

無事故戻しに関する規定の不適用特約 （略称：無事故戻し規定不適用）

当社は、普通約款(*1)第35条（無事故戻しの返れい）の規定にかかわらず、保険期間中に当社が保険金を支払うべき就業不能または傷害の発生がなかった場合であっても、普通約款第35条に規定する無事故戻し返れい金を支払いません。

(*1) 所得補償保険普通約款をいいます。以下この特約において同様とします。

共同保険に関する特約 （略称：共同保険特約）

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引割割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の取納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認

入院初期費用担保特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が身体障害(*1)を被り、その直接の結果として入院した場合は、その入院がこの特約の免責期間を超えて継続した場合に限り、被保険者が入院初期費用を負担することにより被る損失について、この特約および普通約款(*2)の規定に従い保険金(*3)を支払います。

(*1) 傷害または疾病をいい、この場合の傷害には傷害の原因となった事故を含みます。以下この特約において同様とします。

(*2) 所得補償保険普通約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*3) 入院初期費用保険金をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（用語の定義）

この特約において、免責期間とは、入院が開始した日から起算して、継続して入院している保険証券記載の日数をいい、入院がこの期間を超えて継続しなかった場合は、当社は、保険金を支払いません。

第3条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 当社は、被保険者が保険期間中に入院した場合に限り、保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、入院の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、入院の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきたこの特約が付帯

された最初の保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

第4条（入院初期費用保険金の支払）

当会社は、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として入院した場合は、その入院がこの特約の免責期間を超えて継続した場合に限り、保険証券記載のこの特約の保険金額を入院初期費用保険金として被保険者に支払います。ただし、支払保険金は別表に定める金額を限度とします。

第5条（入院の取扱い）

- (1) 入院が終了した後、被保険者が再び入院した場合は、後の入院については、保険金を支払いません。
 (2) (1)の規定にかかわらず、入院が終了した日からその日を含めて6カ月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び入院した場合は、後の入院について、新たにこの特約および普通約款の規定に従い保険金を支払います。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等(*1)がある場合において、支払責任額(*2)の合計額が、別表に定める金額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等(*1)から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(*2)
②	他の保険契約等(*1)から保険金または共済金が支払われた場合	別表に定める金額から、他の保険契約等(*1)から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*2)を限度とします。

- (*1) 第1条（保険金を支払う場合）の損失に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
 (*2) 他の保険契約等(*1)がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第7条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、この特約の免責期間が終了した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第8条（普通約款の適用除外）

この特約においては、下表に掲げる普通約款の規定は、適用しません。

①	第4条（保険期間と支払責任の関係）
②	第5条（保険金の支払）
③	第7条（就業不能期間の重複）
④	第8条（他の身体障害の影響）
⑤	第9条（就業不能の取扱い）
⑥	第17条（保険金額の調整）
⑦	第26条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）
⑧	第30条（保険金の請求）(2)

第9条（普通約款の読み替え）

この特約においては、普通約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第1条（用語の定義）の表の就業不能期間	就業不能	入院
②	第1条の表の免責期間	就業不能	入院
③	第3条（保険金を支払わない場合）	就業不能	入院
④	第10条（保険責任の始期および終期）	就業不能	入院
⑤	第11条（告知義務）(5)	てん補期間の開始した後	入院を開始した後
⑥	第20条（重大事由による解除）(3)	就業不能(*3)の発生した後	入院(*3)が開始した後
⑦	第20条(3)	就業不能(*3)	入院(*3)
⑧	第20条の(*3)	就業不能	入院
⑨	第27条（保険料の返還または請求－契約年齢の計算および誤りの処置の場合）	就業不能	入院
⑩	第29条（就業不能が開始した場合の通知）	就業不能	入院
⑪	第31条（保険金の支払時期）	就業不能	入院
⑫	第32条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)	第29条（就業不能が開始した場合の通知）の規定による通知	入院が開始したときの通知
⑬	第32条(1)	就業不能	入院
⑭	第33条（時効）	第30条（保険金の請求）(1)または(2)	この特約の第7条（保険金の請求）
⑮	第34条（代位）	就業不能	損失

第10条（他の特約の読み替え）

この特約においては、特定疾病等不担保特約の規定中「就業不能」とあるのは「入院」と読み替えて適用します。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

--

葬祭費用担保特約 (略称：葬祭費用)

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が日本国内または国外において身体障害(*1)を被り、その直接の結果として死亡した場合は、被保険者の親族が葬祭費用を負担することによって被る損害(*2)に対して、保険証券記載の葬祭費用保険金額を限度としてその費用の負担者に、この特約および普通約款(*3)の規定に従い保険金(*4)を支払います。

(*1) 傷害(*5)または疾病をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 被保険者の生前中に発生した損害は含みません。また、第3条（死亡の推定）の規定により死亡したものと推定した場合には、死亡したものと推定された日より前に発生した損害は含みません。以下この特約において同様とします。

(*3) 所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*4) 葬祭費用保険金をいいます。以下この特約において同様とします。

(*5) 傷害の原因となった事故を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、下表に掲げる事由のいずれかによる被保険者の死亡に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者(*1)または被保険者の故意または重大な過失
②	保険金を受け取るべき者(*2)の故意または重大な過失
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ア. 法令に定められた運転資格(*3)を持たないで自動車等(*4)を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
⑤	被保険者に対する刑の執行
⑥	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*5)
⑦	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑧	核燃料物質(*6)もしくは核燃料物質(*6)によって汚染された物(*7)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑨	⑥から⑧までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑩	⑧以外の放射線照射または放射能汚染

(*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*3) 運転する地における法令によるものをいいます。

(*4) 自動車もしくは原動機付自転車をいいます。以下この特約において同様とします。

(*5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(*6) 使用済燃料を含みます。

(*7) 原子核分裂生成物を含みます。

第3条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が死亡したものと推定します。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等(*1)がある場合において、支払責任額(*2)の合計額が、被保険者の親族が負担した費用の額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等(*1)から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(*2)
②	他の保険契約等(*1)から保険金または共済金が支払われた場合	被保険者の親族が負担した費用の額から、他の保険契約等(*1)から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*2)を限度とします。

(*1) 第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*2) 他の保険契約等(*1)がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第5条（死亡の通知）

(1) 被保険者が死亡した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その死亡した日からその日を含めて30日以内に死亡の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3) (1)または(2)の場合において、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等(*1)の有無および内容(*2)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

(4) 保険契約者または保険金を受け取るべき者は、(1)から(3)までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(5) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)から(4)までのいずれかの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*2) 既に他の保険契約等(*1)から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第6条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者の親族が第1条（保険金を支払う場合）の費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、下表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

①	当社の定める保険金請求書
②	保険証券
③	当社の定める状況報告書
④	公の機関(*1)の事故証明書
⑤	死亡診断書または死体検案書
⑥	被保険者の戸籍謄本
⑦	葬祭費用の支出を証明する書類
⑧	保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
⑨	保険金を受け取るべき者の戸籍謄本
⑩	保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
⑪	その他当社が普通約款第31条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当社は、費用の額等に応じ、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協

力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) やむを得ない場合には、第三者とします。

第7条（保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

(1) この特約について、保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

第8条（普通約款の適用除外）

この特約においては、下表に掲げる普通約款の規定は、適用しません。

①	第3条（保険金を支払わない場合）
②	第5条（保険金の支払）
③	第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）
④	第7条（就業不能期間の重複）
⑤	第8条（他の身体障害の影響）
⑥	第9条（就業不能の取扱い）
⑦	第12条（証券記載業務の変更に関する通知義務）
⑧	第17条（保険金額の調整）
⑨	第23条（保険料の返還または請求－告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合）(2)
⑩	第23条(5)
⑪	第26条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）
⑫	第29条（就業不能が開始した場合の通知）
⑬	第30条（保険金の請求）

第9条（普通約款の読み替え）

この特約においては、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第4条（保険期間と支払責任の関係）(1)	就業不能になった	死亡した
②	第4条(2)	就業不能	死亡
③	第4条(3)	就業不能	死亡
④	第10条（保険責任の始期および終期）(3)	就業不能	死亡

	箇 所	読み替え前	読み替え後
⑤	第10条(3)	期間中に始まった就業不能	期間中の死亡
⑥	第11条(告知義務)(5)	てん補期間の開始した後	死亡した後
⑦	第20条(重大事由による解除)(3)	就業不能(*3)の発生した後	死亡した後
⑧	第20条(3)	就業不能(*3)	死亡
⑨	第20条(3)	時までには始まった就業不能(*3)	時までの死亡
⑩	第27条(保険料の返還または請求一契約年齢の計算および誤りの処置の場合)(3)	就業不能	死亡
⑪	第27条(3)の表の②	保険期間の開始時以降に始まった就業不能	保険期間の開始時以降の死亡
⑫	第31条(保険金の支払時期)(1)の表の①	身体障害の原因、身体障害発生の状況、就業不能発生の有無	死亡の原因、費用の発生の有無
⑬	第31条(1)の表の③	身体障害の程度、身体障害と就業不能の関係、治療の経過および内容	費用の額、死亡の事実と費用との関係
⑭	第31条(1)の表の⑤	就業不能の原因となった身体障害について被保険者が有する損害賠償請求権	費用について被保険者の親族が有する損害賠償請求権
⑮	第31条(*1)	第30条(保険金の請求)(3)および(5)	この特約第6条(保険金の請求)(2)
⑯	第32条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)(1)	第29条(就業不能が開始した場合の通知)の規定による通知または第30条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合	この特約の第5条(死亡の通知)の規定による通知またはこの特約の第6条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合
⑰	第33条(時効)	第30条(保険金の請求)(1)または(2)	この特約の第6条(保険金の請求)(1)

	箇 所	読み替え前	読み替え後
⑱	第34条(代位)(1)	就業不能が生じたことにより	この特約第1条(保険金を支払う場合)の費用について、
⑲	第34条(1)	被保険者	被保険者の親族
⑳	第34条(1)	就業不能	損害
㉑	第34条(1)	損害の額	被保険者の親族が負担したこの特約第1条の費用の額
㉒	第34条(2)	被保険者	被保険者の親族
㉓	第34条(3)	被保険者	被保険者の親族

第10条(重大事由による解除の特則)

- (1) 当会社は、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、普通約款第20条(重大事由による解除)(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までの期間中に被った身体障害による死亡またはその期間中の死亡により生じた損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通約款第20条(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない保険金を受け取るべき者に生じた損害については適用しません。
- (*1) 保険金を受け取るべき者が該当する場合には、その保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

第11条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

天災危険担保特約(葬祭費用担保特約用) (略称:天災危険担保(葬祭費用用))

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、葬祭特約(*1)第2条(保険金を支払わない場合)の表の⑦および⑨の規定にかかわらず、下表に掲げる事由のいずれかによって生じた死亡に対しても、葬祭特約(*1)に規定する保険金(*2)を支払います。

①	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
②	①の事由に伴件して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(*1) 葬祭費用担保特約をいいます

(*2) 葬祭費用保険金をいいます。

第2条（保険金の支払時期）

当社は、この特約の適用にあたっては、所得補償保険普通保険約款第31条（保険金の支払時期）(2)の表の④の次に、⑤として次のとおり追加して適用します。

⑤	災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
---	--

通算支払限度期間に関する特約 (略称：通算支払限度期間)

当社は、この特約により、その被保険者に関する初年度契約および継続契約の保険期間を通算した期間中の所得補償保険普通保険約款の保険金の支払限度は、別表に定める保険金通算支払限度期間とします。

別表

保険金通算支払限度期間：1,000日

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (略称：条件付戦争免責修正)

第1条（戦争危険等免責の一部修正）

(1) 当社は、この特約に従い、普通約款(*1)第3条（保険金を支払わない場合）(1)の表の⑥の規定を次のとおり読み替えて適用します。

⑥	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*3)によって被った身体障害。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するものがその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいます。）によって被った身体障害を除きます。
---	---

(2) 当社は、普通約款第3条(1)の表の⑥以外の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約に、普通約款第3条(1)の表の⑥と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

(*1) 所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（この特約の解除）

当社は、第1条（戦争危険等免責の一部修正）(1)により読み替えた普通約款第3条（保険金を支払わない場合）(1)の表の⑥のただし書の危険が著しく増加しこの保険契約の引受範囲(*1)を超えることとなった場合は、保険契約者に対する48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

(*1) 保険契約を引き受けできる範囲として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第3条（特約解除の効力）

第2条（この特約の解除）の規定により当社がこの特約を解除する場合には、将来に向かってのみ第1条（戦争危険等免責の一部修正）(1)および(2)の読み替えはなかったものとします。

入院による就業不能時追加担保特約 (略称：入院就業不能追加担保)

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が普通約款(*1)第2条（保険金を支払う場合）に規定する身体障害を被り、その直接の結果として入院による就業不能になった場合は、被保険者が被る損失について、この特約および普通約款に従い保険金を支払います。

(*1) 所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、下表に規定するところによります。

①	入院による就業不能	被保険者が身体障害を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより証券記載業務(*1)に全く従事できない状態をいいます。
②	特約免責期間	入院による就業不能が開始した日から起算して、継続して入院による就業不能である別表に定める期間をいい、この期間に対しては、当社は保険金を支払いません。
③	特約てん補期間	特約免責期間終了日の翌日から起算して普通約款第1条（用語の定義）に規定する免責期間の終了日までの期間をいいます。
④	入院による就業不能期間	特約てん補期間内における被保険者の入院による就業不能の日数をいいます。

(*1) 保険証券記載の被保険者の業務をいいます。以下この特約において同様とします。

第3条（普通約款の読み替え）

この特約においては、普通約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第1条（用語の定義）の表の就業不能、第4条（保険期間と支払責任の関係）(3)および第35条（無事故戻しの返れい）を除くすべての規定	就業不能	入院による就業不能
②	第1条の表の免責期間を除くすべての規定	免責期間	特約免責期間
③	第1条の表のてん補期間を除くすべての規定	てん補期間	特約てん補期間
④	第1条の表の就業不能期間を除くすべての規定	就業不能期間	入院による就業不能期間
⑤	第4条(3)	就業不能	入院による就業不能
⑥	第4条(3)	この保険契約が継続されてきた最初の保険契約	この保険契約が継続されてきたこの特約が付帯された最初の保険契約

②	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F20からF51に該当する精神障害
③	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F53からF54に該当する精神障害
④	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F59からF63に該当する精神障害
⑤	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F68からF69に該当する精神障害
⑥	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F84に該当する精神障害
⑦	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F88からF89に該当する精神障害
⑧	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F91からF92に該当する精神障害
⑨	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F95に該当する精神障害
⑩	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F99に該当する精神障害

告知義務違反による解除の期間に関する特約 (略称：告知義務違反解除の期間)

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

別表

特約免責期間：0日

精神障害担保特約（口） (略称：精神障害担保)

当社は、この特約により、所得補償保険普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）(3)の表の①の規定にかかわらず、被保険者が精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能のうち、下表の精神障害を原因とするものについては保険金を支払います。

①	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F04からF09に該当する精神障害
---	--

- (1) 当社は、普通保険約款またはこれに付帯された他の特約の告知義務の規定により、この保険契約の全部または一部を解除することができる場合(*1)であっても、支払責任の開始する日(*2)からその日を含めて1年を経過したときに、被保険者の身体障害を原因とする保険金の支払責任(*3)がこの保険契約またはこの保険契約から保険期間が継続された以降の保険契約に生じていなかったときは、解除を行いません。
- (2) 支払責任の加重または復活の規定がある場合の復活を行う際に保険契約者または被保険者が行うべき告知についても同様に取扱いします。
- (3) (1)および(2)の規定は、告知義務違反への該当の都度それぞれ独立して適用します。
(*1) 以下この特約において「告知義務違反への該当」といいます。
(*2) 保険期間開始後一定の期間内に発生した身体障害に対しては保険金を支払わないことが規定されている場合は、その期間の終了日の翌日とします。
(*3) 普通保険約款またはこれに付帯された特約に被保険者の身体障害により保険料の払込みを免除する規定がある場合は、保険料の払込みを免除する事由を含みません。

始期前発病不担保の期間に関する特約 (略称：始期前発病不担保の期間)

当社は、保険金支払事由の原因となった身体障害を被った時が、支払責任の開始する日(*1)より前である場合であっても、支払責任の開始する日(*1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が生じたときは、その保険金支払事由は支払責任の開始する日(*1)より後に被った身体障害を原因とするものとみなして取り扱います。

(*1) 保険期間開始後一定の期間内に発生した身体障害に対しては保険金を支払わないことが規定されている場合は、その期間の終了日の翌日とします。

骨髄採取手術に伴う入院担保特約

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が、骨髄採取手術を受け、その直接の結果として就業不能となった場合は、被保険者が被る損失について、この特約および普通約款(*1)の規定に従い、保険金を支払います。

(*1) 所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条 (用語の定義)

(1) この特約において、次の用語の意味は、下表に規定するところによります。

用語	定義
骨髄採取手術	組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。(*1) (*1) 骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。
確認検査	組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型の適合等を確認するための検査のうち最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナー登録時の検査を除きます。

(2) この特約においては、普通約款第1条 (用語の定義) の表の継続契約、就業不能、就業不能期間、初年度契約、てん補期間、および、入院を下表のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
継続契約	骨髄採取手術担保保険約款(*1)の保険期間の終了日(*2)を保険期間の開始日とする骨髄採取手術担保保険契約をいいます。 (*1) 普通約款に骨髄採取手術に伴う入院担保特約が付帯された保険契約をいい、異なる保険約款構成でこの保険契約と支払責任が同一である保険契約または特約を含みます。以下この特約において同様とします。 (*2) その骨髄採取手術担保保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日とします。
就業不能	被保険者が、骨髄採取手術を直接の目的として入院していることにより証券記載業務(*1)に全く従事できない状態をいいます。 (*1) 保険証券記載の業務をいいます。以下この特約において同様とします。
就業不能期間	てん補期間内における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数をいいます。
初年度契約	継続契約以外の骨髄採取手術担保保険契約をいいます。
てん補期間	就業不能が開始した日から起算して保険証券記載の期間をいいます。
入院	骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。

第3条 (保険期間と支払責任の関係)

(1) 当社は、被保険者が保険期間中に就業不能になった場合に限り、保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、就業不能となった時が保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、就業不能となった時が、この保険契約が継続されてきた最初の骨髄採取手術担保保険契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

第4条 (普通約款の読み替え)

この特約においては、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第5条 (保険金の支払) (3)	身体障害を被った時	確認検査を受けた時

	箇 所	読み替え前	読み替え後
②	第7条（就業不能期間の重複）	身体障害により	身体障害または骨髄採取手術により
③	第10条（保険責任の始期および終期）(3)の表の①	被った身体障害による就業不能	確認検査を受け、その結果として行われた骨髄採取手術による就業不能
④	第10条(3)の表の③	身体障害を被った時	確認検査を受けた時
⑤	第10条(3)の表の③	所得補償保険契約	骨髄採取手術担保保険契約
⑥	第10条(3)の表の③	身体障害によって	確認検査の結果
⑦	第11条（告知義務）(4)の表の③	身体障害を被る	確認検査を受ける
⑧	第12条（証券記載業務の変更に関する通知義務）(3)の表の①	被った身体障害による就業不能	確認検査を受け、その結果として行われた骨髄採取手術による就業不能
⑨	第12条(7)の表の①	被った身体障害による就業不能	確認検査を受け、その結果として行われた骨髄採取手術による就業不能
⑩	第20条（重大事由による解除）(3)の表の①	被った身体障害による就業不能(*3)	確認検査を受け、その結果として行われた骨髄採取手術による就業不能(*3)
⑪	第20条の(*3)	被った身体障害による就業不能	確認検査を受け、その結果として行われた骨髄採取手術による就業不能
⑫	第23条（保険料の返還または請求一告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合）(5)の表の①	被った身体障害による就業不能	確認検査を受け、その結果として行われた骨髄採取手術による就業不能

	箇 所	読み替え前	読み替え後
⑬	第27条（保険料の返還または請求一契約年齢の計算および誤りの処置の場合）(3)の表の①	被った身体障害による就業不能	確認検査を受け、その結果として行われた骨髄採取手術による就業不能

第5条（他の特約との関係）

(1) この特約においては、この保険契約に付帯される他の特約に定める以下の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

	規 定	読み替え前	読み替え後
①	保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定。ただし、証券記載業務の変更の取扱いに関する規定を除きます。	被った身体障害	被った身体障害または受けた確認検査の結果として行われた骨髄採取手術
②	保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定。ただし、証券記載業務の変更の取扱いに関する規定を除きます。	身体障害を被った時	身体障害を被ったまたは確認検査を受けた時
③	保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定。ただし、証券記載業務の変更の取扱いに関する規定を除きます。	所得補償保険契約	所得補償保険契約または骨髄採取手術担保保険契約
④	保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定。ただし、証券記載業務の変更の取扱いに関する規定を除きます。	身体障害によって	身体障害または確認検査の結果
⑤	事故発生後の保険契約の取扱いに関する規定	身体障害による就業不能	身体障害もしくは骨髄採取手術による就業不能
⑥	保険期間開始前に生じた事故の取扱いに関する規定	身体障害を被った時	身体障害を被ったまたは確認検査を受けた時

(2) この特約の規定は、家事従事者特約第1条（普通約款

の読み替え) ②および③の規定により普通約款第1条(用語の定義)の表の所得および平均月間所得額が読み替えられた場合ならびに同特約第2条(普通約款の適用除外)の規定により普通約款第30条(保険金の請求)(4)の表の④が適用されない場合にも、同様に適用するものとします。この場合において、第2条(用語の定義)(2)の規定中「証券記載業務(*1)」とあるのは「炊事、掃除、洗濯および育児等の家事」と読み替えて適用します。

第6条(普通約款の適用除外)

この特約においては、普通約款第4条(保険期間と支払責任の関係)の規定は適用しません。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

第V章 精神及び行動の障害

症状性を含む器質性精神障害 (F00 - F09)

F00* アルツハイマー〈Alzheimer〉病の認知症 (G30. - †)

F00.0* アルツハイマー〈Alzheimer〉病の認知症、早発性 (G30.0 †)

F00.1* アルツハイマー〈Alzheimer〉病の認知症、晩発性 (G30.1 †)

F00.2* アルツハイマー〈Alzheimer〉病の認知症、非定型又は混合型(G30.8 †)

F00.9* アルツハイマー〈Alzheimer〉病の認知症、詳細不明 (G30.9 †)

F01 血管性認知症

F01.0 急性発症の血管性認知症

F01.1 多発梗塞性認知症

F01.2 皮質下血管性認知症

F01.3 皮質及び皮質下混合性血管性認知症

F01.8 その他の血管性認知症

F01.9 血管性認知症、詳細不明

F02* 他に分類されるその他の疾患の認知症

F02.0* ピック(Pick)病の認知症(G31.0 †)

F02.1* クロイツフェルト・ヤコブ〈Creutzfeldt-Jakob〉病の認知症 (A81.0 †)

F02.2* ハンチントン〈Huntington〉病の認知症 (G10 †)

F02.3* パーキンソン〈Parkinson〉病の認知症 (G20 †)

F02.4* ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病の認知症 (B22.0 †)

F02.8* 他に分類されるその他の明示された疾患の認知症

F03 詳細不明の認知症

F04 器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの

F05 せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの

F05.0 せん妄、認知症に重ならないもの

F05.1 せん妄、認知症に重なったもの

F05.8 その他のせん妄

F05.9 せん妄、詳細不明

F06 脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の精神障害

F06.0 器質性幻覚症

F06.1 器質性緊張病性障害

F06.2 器質性妄想性〔統合失調症様〕障害

F06.3 器質性気分〔感情〕障害

F06.4 器質性不安障害

F06.5 器質性解離性障害

F06.6 器質性情緒不安定性〔無力性〕障害

F06.7 軽症認知障害

F06.8 脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の明示された精神障害

F06.9 脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患による詳細不明の精神障害

F07 脳の疾患、損傷及び機能不全による人格及び行動の障害

F07.0 器質性人格障害

F07.1 脳炎後症候群

F07.2 脳振とう〈盪〉後症候群

F07.8 脳の疾患、損傷及び機能不全によるその他の器質性の人格及び行動の障害

F07.9 脳の疾患、損傷及び機能不全による器質性の人格及び行動の障害、詳細不明

F09 詳細不明の器質性又は症状性精神障害
精神作用物質使用による精神及び行動の障害 (F10 - F19)

下記の4桁細分類項目は項目F10 - F19に使用する。

.0 急性中毒

.1 有害な使用

.2 依存症候群

.3 離脱状態

.4 せん妄を伴う離脱状態

.5 精神病性障害

.6 健忘症候群

.7 残遺性及び遅発性の精神病性障害

.8 その他の精神及び行動の障害

.9 詳細不明の精神及び行動の障害

F10. - アルコール使用〈飲酒〉による精神及び行動の障害

F11. - アヘン類使用による精神及び行動の障害

F12. - 大麻類使用による精神及び行動の障害

F13. - 鎮静薬又は催眠薬使用による精神及び行動の障害

F14. - コカイン使用による精神及び行動の障害

F15. - カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神及び行動の障害

F15. - a カフェインによる精神及び行動の障害

F15. - b アンフェタミンによる精神及び行動の障害

F15. - c その他の精神刺激薬使用による精神及び行動の障害

F16. - 幻覚薬使用による精神及び行動の障害

F17. - タバコ使用〈喫煙〉による精神及び行動の障害

F18. - 揮発性溶剤使用による精神及び行動の障害

- F19.－ 多剤使用及びその他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 (F20－F29)
- F20 統合失調症
- F20.0 妄想型統合失調症
- F20.1 破瓜型統合失調症
- F20.2 緊張型統合失調症
- F20.3 型分類困難な統合失調症
- F20.4 統合失調症後抑うつ
- F20.5 残遺型統合失調症
- F20.6 単純型統合失調症
- F20.8 その他の統合失調症
- F20.9 統合失調症、詳細不明
- F21 統合失調症型障害
- F22 持続性妄想性障害
- F22.0 妄想性障害
- F22.8 その他の持続性妄想性障害
- F22.9 持続性妄想性障害、詳細不明
- F23 急性一過性精神病性障害
- F23.0 統合失調症症状を伴わない急性多形性精神病性障害
- F23.1 統合失調症症状を伴う急性多形性精神病性障害
- F23.2 急性統合失調症様精神病性障害
- F23.3 その他の妄想を主とする急性精神病性障害
- F23.8 その他の急性一過性精神病性障害
- F23.9 急性一過性精神病性障害、詳細不明
- F24 感応性妄想性障害
- F25 統合失調感情障害
- F25.0 統合失調感情障害、躁病型
- F25.1 統合失調感情障害、うつ病型
- F25.2 統合失調感情障害、混合型
- F25.8 その他の統合失調感情障害
- F25.9 統合失調感情障害、詳細不明
- F28 その他の非器質性精神病性障害
- F29 詳細不明の非器質性精神病
- 気分〔感情〕障害 (F30－F39)
- F30 躁病エピソード
- F30.0 軽躁病
- F30.1 精神病症状を伴わない躁病
- F30.2 精神病症状を伴う躁病
- F30.8 その他の躁病エピソード
- F30.9 躁病エピソード、詳細不明
- F31 双極性感情障害〈躁うつ病〉
- F31.0 双極性感情障害、現在軽躁病エピソード
- F31.1 双極性感情障害、現在精神病症状を伴わない躁病エピソード
- F31.2 双極性感情障害、現在精神病症状を伴う躁病エピソード
- F31.3 双極性感情障害、現在軽症又は中等症のうつ病エピソード
- F31.4 双極性感情障害、現在精神病症状を伴わない重症うつ病エピソード
- F31.5 双極性感情障害、現在精神病症状を伴う重症うつ病エピソード
- F31.6 双極性感情障害、現在混合性エピソード
- F31.7 双極性感情障害、現在寛解中のもの
- F31.8 その他の双極性感情障害
- F31.9 双極性感情障害、詳細不明
- F32 うつ病エピソード
- F32.0 軽症うつ病エピソード
- F32.1 中等症うつ病エピソード
- F32.2 精神病症状を伴わない重症うつ病エピソード
- F32.3 精神病症状を伴う重症うつ病エピソード
- F32.8 その他のうつ病エピソード
- F32.9 うつ病エピソード、詳細不明
- F33 反復性うつ病性障害
- F33.0 反復性うつ病性障害、現在軽症エピソード
- F33.1 反復性うつ病性障害、現在中等症エピソード
- F33.2 反復性うつ病性障害、現在精神病症状を伴わない重症エピソード
- F33.3 反復性うつ病性障害、現在精神病症状を伴う重症エピソード
- F33.4 反復性うつ病性障害、現在寛解中のもの
- F33.8 その他の反復性うつ病性障害
- F33.9 反復性うつ病性障害、詳細不明
- F34 持続性気分〔感情〕障害
- F34.0 気分循環症〈Cyclothymia〉
- F34.1 気分変調症〈Dysthymia〉
- F34.8 その他の持続性気分〔感情〕障害
- F34.9 持続性気分〔感情〕障害、詳細不明
- F38 その他の気分〔感情〕障害
- F38.0 その他の単発性気分〔感情〕障害
- F38.1 その他の反復性気分〔感情〕障害
- F38.8 その他の明示された気分〔感情〕障害
- F39 詳細不明の気分〔感情〕障害
- 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 (F40－F48)
- F40 恐怖症性不安障害
- F40.0 広場恐怖(症)
- F40.1 社会恐怖(症)
- F40.2 特定の〔個別的〕恐怖(症)
- F40.8 その他の恐怖症性不安障害

- F40.9 恐怖症性不安障害、詳細不明
- F41 その他の不安障害
- F41.0 恐慌性〈パニック〉障害〔挿間性発作性不安〕
- F41.1 全般性不安障害
- F41.2 混合性不安抑うつ障害
- F41.3 その他の混合性不安障害
- F41.8 その他の明示された不安障害
- F41.9 不安障害、詳細不明
- F42 強迫性障害〈強迫神経症〉
- F42.0 主として強迫思考又は反復思考
- F42.1 主として強迫行為〔強迫儀式〕
- F42.2 混合性強迫思考及び強迫行為
- F42.8 その他の強迫性障害
- F42.9 強迫性障害、詳細不明
- F43 重度ストレスへの反応及び適応障害
- F43.0 急性ストレス反応
- F43.1 外傷後ストレス障害
- F43.2 適応障害
- F43.8 その他の重度ストレス反応
- F43.9 重度ストレス反応、詳細不明
- F44 解離性〔転換性〕障害
- F44.0 解離性健忘
- F44.1 解離性遁走〈フーグ〉
- F44.2 解離性昏迷
- F44.3 トランス及び憑依障害
- F44.4 解離性運動障害
- F44.5 解離性けいれん〈痙攣〉
- F44.6 解離性無感覚及び感覚脱失
- F44.7 混合性解離性〔転換性〕障害
- F44.8 その他の解離性〔転換性〕障害
- F44.9 解離性〔転換性〕障害、詳細不明
- F45 身体表現性障害
- F45.0 身体化障害
- F45.1 分類困難な身体表現性障害
- F45.2 心気障害
- F45.3 身体表現性自律神経機能不全
- F45.4 持続性身体表現性疼痛障害
- F45.8 その他の身体表現性障害
- F45.9 身体表現性障害、詳細不明
- F48 その他の神経症性障害
- F48.0 神経衰弱
- F48.1 離人・現実感喪失症候群
- F48.8 その他の明示された神経症性障害
- F48.9 神経症性障害、詳細不明
- 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 (F50－F59)
- F50 摂食障害
- F50.0 神経性無食欲症
- F50.1 非定型神経性無食欲症
- F50.2 神経性大食症
- F50.3 非定型神経性大食症
- F50.4 その他の心理的障害に関連した過食
- F50.5 その他の心理的障害に関連した嘔吐
- F50.8 その他の摂食障害
- F50.9 摂食障害、詳細不明
- F51 非器質性睡眠障害
- F51.0 非器質性不眠症
- F51.1 非器質性過眠症
- F51.2 非器質性睡眠・覚醒スケジュール障害
- F51.3 睡眠時遊行症〔夢遊病〕
- F51.4 睡眠時驚愕症〔夜驚症〕
- F51.5 悪夢
- F51.8 その他の非器質性睡眠障害
- F51.9 非器質性睡眠障害、詳細不明
- F52 性機能不全、器質性障害又は疾病によらないもの
- F52.0 性欲欠如又は性欲喪失
- F52.1 性の嫌悪及び性の喜びの欠如
- F52.2 性器反応不全
- F52.3 オルガズム機能不全
- F52.4 早漏
- F52.5 非器質性膣けい〈痙〉
- F52.6 非器質性性交疼痛(症)
- F52.7 過剰性欲
- F52.8 その他の性機能障害で、器質性障害又は疾病に起因しないもの
- F52.9 器質性障害又は疾病に起因しない詳細不明の性機能障害
- F53 産じょく〈褥〉に関連した精神及び行動の障害、他に分類されないもの
- F53.0 産じょく〈褥〉に関連した軽症の精神及び行動の障害、他に分類されないもの
- F53.1 産じょく〈褥〉に関連した重症の精神及び行動の障害、他に分類されないもの
- F53.8 産じょく〈褥〉に関連したその他の精神及び行動の障害、他に分類されないもの
- F53.9 産じょく〈褥〉精神障害、詳細不明
- F54 他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因
- F55 依存を生じない物質の乱用
- F59 生理的障害及び身体的要因に関連した詳細不明の行動症候群
- 成人の人格及び行動の障害 (F60－F69)
- F60 特定的人格障害
- F60.0 妄想性人格障害
- F60.1 統合失調症質性人格障害
- F60.2 非社会性人格障害
- F60.3 情緒不安定性人格障害

F60.3a	衝動型人格障害		表現又は偽装〔虚偽性障害〕
F60.3b	境界型人格障害	F68.8	その他の明示された成人の人格及び行動の障害
F60.3c	その他の情緒不安定性人格障害		
F60.3d	情緒不安定性人格障害、詳細不明	F69	詳細不明の成人の人格及び行動の障害
F60.4	演技性人格障害		知的障害〈精神遅滞〉(F70－F79)
F60.5	強迫性人格障害		下記の4桁細分類項目は項目F70－F79とともに行動面の機能障害の程度を特定するために用いられる：
F60.6	不安性〔回避性〕人格障害		
F60.7	依存性人格障害		
F60.8	その他の特定的人格障害	.0	行動面の機能障害がないか最小限であると言及されている
F60.9	人格障害、詳細不明	.1	手当て又は治療を要するほどの行動面の機能障害
F61	混合性及びその他の人格障害	.8	行動面のその他の機能障害
F62	持続的人格変化、脳損傷及び脳疾患によらないもの	.9	行動面の機能障害が言及されていない
F62.0	破局体験後の持続的人格変化	F70	軽度知的障害〈精神遅滞〉
F62.1	精神科疾患より患体験後の持続的人格変化	F71	中等度知的障害〈精神遅滞〉
F62.8	その他の持続的人格変化	F72	重度知的障害〈精神遅滞〉
F62.9	持続的人格変化、詳細不明	F73	最重度知的障害〈精神遅滞〉
F63	習慣及び衝動の障害	F78	その他の知的障害〈精神遅滞〉
F63.0	病的賭博	F79	詳細不明の知的障害〈精神遅滞〉
F63.1	病的放火〔放火癖〕		心理的発達障害 (F80－F89)
F63.2	病的窃盗〔盗癖〕	F80	会話及び言語の特異的発達障害
F63.3	抜毛癖	F80.0	特異的会話構音障害
F63.8	その他の習慣及び衝動の障害	F80.1	表出性言語障害
F63.9	習慣及び衝動の障害、詳細不明	F80.2	受容性言語障害
F64	性同一性障害	F80.3	てんかんを伴う後天性失語(症)〔ランドウ・クレフナー〈Landau-Kleffner〉症候群〕
F64.0	性転換症	F80.8	その他の会話及び言語の発達障害
F64.1	両性役割服装倒錯症	F80.9	会話及び言語の発達障害、詳細不明
F64.2	小児〈児童〉期の性同一性障害	F81	学習能力の特異的発達障害
F64.8	その他の性同一性障害	F81.0	特異的読字障害
F64.9	性同一性障害、詳細不明	F81.1	特異的書字障害
F65	性嗜好の障害	F81.2	算数能力の特異的障害
F65.0	フェティシズム	F81.3	学習能力の混合性障害
F65.1	フェティシズム的服装倒錯症	F81.8	その他の学習能力発達障害
F65.2	露出症	F81.9	学習能力発達障害、詳細不明
F65.3	窃視症	F82	運動機能の特異的発達障害
F65.4	小児性愛	F83	混合性特異的発達障害
F65.5	サドマゾヒズム	F84	広汎性発達障害
F65.6	性嗜好の多重障害	F84.0	自閉症
F65.8	その他の性嗜好の障害	F84.1	非定型自閉症
F65.9	性嗜好の障害、詳細不明	F84.2	レット〈Rett〉症候群
F66	性発達及び方向づけに関連する心理及び行動の障害	F84.3	その他の小児〈児童〉期崩壊性障害
F66.0	性成熟障害	F84.4	知的障害〈精神遅滞〉と常同運動に関連した過動性障害
F66.1	自我異和的性の方向づけ	F84.5	アスペルガー〈Asperger〉症候群
F66.2	性関係障害	F84.8	その他の広汎性発達障害
F66.8	その他の心理的性発達障害	F84.9	広汎性発達障害、詳細不明
F66.9	心理的性発達障害、詳細不明	F88	その他の心理的発達障害
F68	その他の成人の人格及び行動の障害	F89	詳細不明の心理的発達障害
F68.0	心理的理由による身体症状の発展		
F68.1	身体的、心理的的症状又は障害の意図的		

小児〈児童〉期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 (F90－F98)	F98.3	乳幼児期及び小児〈児童〉期の異食(症)
F90 多動性障害	F98.4	常同性運動障害
F90.0 活動性及び注意の障害	F98.5	吃音症
F90.1 多動性行為障害	F98.6	早口〈乱雑〉言語症
F90.8 その他の多動性障害	F98.8	小児〈児童〉期及び青年期に通常発症するその他の明示された行動及び情緒の障害
F90.9 多動性障害、詳細不明	F98.9	小児〈児童〉期及び青年期に通常発症する詳細不明の行動及び情緒の障害
F91 行為障害		詳細不明の精神障害 (F99)
F91.0 家庭限局性行為障害	F99	精神障害、詳細不明
F91.1 非社会化型〈グループ化されない〉行為障害		
F91.2 社会化型〈グループ化された〉行為障害		
F91.3 反抗挑戦性障害		
F91.8 その他の行為障害		
F91.9 行為障害、詳細不明		
F92 行為及び情緒の混合性障害		
F92.0 抑うつ性行為障害		
F92.8 その他の行為及び情緒の混合性障害		
F92.9 行為及び情緒の混合性障害、詳細不明		
F93 小児〈児童〉期に特異的に発症する情緒障害		
F93.0 小児〈児童〉期の分離不安障害		
F93.1 小児〈児童〉期の恐怖症性不安障害		
F93.2 小児〈児童〉期の社交不安障害		
F93.3 同胞抗争障害		
F93.8 その他の小児〈児童〉期の情緒障害		
F93.9 小児〈児童〉期の情緒障害、詳細不明		
F94 小児〈児童〉期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害		
F94.0 選択(性)かん〈緘〉黙		
F94.1 小児〈児童〉期の反応性愛着障害		
F94.2 小児〈児童〉期の脱抑制性愛着障害		
F94.8 その他の小児〈児童〉期の社会的機能の障害		
F94.9 小児〈児童〉期の社会的機能の障害、詳細不明		
F95 チック障害		
F95.0 一過性チック障害		
F95.1 慢性運動性又は音声性チック障害		
F95.2 音声性及び多発運動性の両者を含むチック障害〔ドゥラトゥーレット〈de la Tourette〉症候群〕		
F95.8 その他のチック障害		
F95.9 チック障害、詳細不明		
F98 小児〈児童〉期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害		
F98.0 非器質性遺尿(症)		
F98.1 非器質性遺糞(症)		
F98.2 乳幼児期及び小児〈児童〉期の哺育障害		

〔備考〕

同一の疾病を二重に分類している場合、基礎疾患としての分類項目には†印を、症状発現(臓器)の分類項目には*印を使用している。

MEMO

東京海上日動のサービス体制なら安心です

〈東京海上日動のお客様向けサービス〉

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

○受付時間：24時間365日

○ご連絡先：フリーダイヤル

0120-119-110

“事故は119番—110番”

(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。

●事故の受付・ご相談

事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。

いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

デイリーサポート

暮らしに関する無料相談サービス

介護・健康に関するご相談から暮らしのインフォメーションまで、あなたのデイリーライフをサポートします。*1

- 内容：①介護保険制度やケアプランに関するご相談、各種介護関連事業者のご案内等介護全般に関するご相談
- ②介護の仕方や介護保険制度、各種介護関連事業者等の介護に関する様々な情報のご提供
- ③身の回りの法律に関するご相談*2
- ④身の回りの税金に関するご相談*2
- ⑤公的年金等の社会保険に関するご相談*2
- ⑥グルメ・レジャー・冠婚葬祭等暮らしの様々な情報のご提供

●受付時間：①③⑤ 平日午前9時～午後5時 ④ 平日午後2時～午後4時

⑥ 平日午前10時～午後4時

(※①③④⑤⑥は、いずれも土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

●お問い合わせ

①③④⑤⑥ フリーダイヤル 0120-285-110

(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

② ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>

*1 ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者（法人は除きます。）、被保険者（保険の対象となる方をいい、法人は除きます。）、またはご契約者もしくは被保険者の配偶者・親族（以下相談対象者といいます。）に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、相談対象者のうちのいずれかの方からの直接の相談に限ります。

*2 弁護士・社会保険労務士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

メディカルアシスト

日常のおからだの悩みから急な発病やケガまで、おからだの「もしも」を万全の体制でアシストします。* 1

●内容* 2

- ①緊急医療相談 ②予約制専門医相談 ③医療機関案内
④転院・患者移送手配（実費はお客様のご負担となります。） ⑤がん専用相談窓口

●受付時間

- ①③④⑤ 24時間365日
② 事前予約（予約受付は、24時間365日）

●お問い合わせ

フリーダイヤル 0120-708-110

（携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。）

* 1 ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者（法人は除きます。）、被保険者（保険の対象となる方をいい、法人は除きます。）、またはご契約者もしくは被保険者の配偶者・親族（以下相談対象者といいます。）に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、相談対象者のうちのいずれかの方からの直接の相談に限ります。

* 2 本サービスは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

※各サービスは、弊社提携会社を通じてご提供いたします。

※サービスメニューは、予告なく変更となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了承ください。

※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「証券番号」「ご連絡先」等を確認させていただきますのでご了承願います。

● 注 意 ●

1. 保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。
2. ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、保険料領収証番号、保険の種類、保険期間（保険のご契約期間）および代理店名をご連絡願います。
3. 被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
4. ご契約内容および事故報告内容の確認について
損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行なわれるよう、同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っております。
確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は、弊社にお問い合わせください。

● 代理店の役割 ●

代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約については、弊社と直接契約されたものとなります。

ご契約の代理店はご契約者の皆様のご契約状況を常に承知いたしております。ご契約内容についてのお問い合わせ等はご契約の代理店または弊社にお申し出ください。



TOKIO MARINE
NICHIDO

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



0120-868-100

受付時間:午前9時～午後8時(平日、土日祝とも)